

第5部 風水害対策

第1章 市民と地域の防災力向上

【体系図】

第1節 基本的な考え方

P 3

第1章 市民と地域の防災力向上

第1節 基本的な考え方

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市、事業所、市民及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

1 市民による自助

予防期における対策

- (1) 早期避難の重要性を理解しておく。
- (2) 日頃から天気予報や気象情報等に关心を持ち、気象注意報、警報及び避難指示など発令の際にとるべき行動を覚えておく。
- (3) 洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等で、自分の住む地域の地理的特徴や、過去の被害状況等を把握しておく。
- (4) 水、食料、衣料品、懐中電灯、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- (5) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- (6) 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- (7) 台風等が近付いたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- (8) 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難場所・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- (9) 市や都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- (10) 町内会・自治会が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- (11) 避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えがない限り、市が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

応急（警戒）対策

- (12) 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝や雨水ますの詰まりを取り除く等の予防対策を協力して行う。
- (13) 強風により屋外に置いてある物が飛ばされないように、室内にしまうか固定するなどの対策をとる。
- (14) あらかじめ決めていた、「マイ・タイムライン（避難場所・経路や避難のタイミング等）」の防災行動を確認する。
- (15) 都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視映像を確認する。
- (16) 風水害の予報が出た場合、状況に応じてむやみな外出を控えたり、若しくは危険が想定されれば事前に避難する等、必要な対策を講じる。

(17) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で警戒レベルに合わせた避難行動をとる。

2 地域による共助

第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 第2節 具体的な施策 「II 地域による共助」を準用する。

3 消防団の活動体制

第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 第2節 具体的な施策 「III 消防団の活動体制」を準用する。

4 事業所による自助・共助

第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 「IV 事業所による自助・共助」を準用する。

5 ボランティアとの連携

第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 「V ボランティアとの連携」を準用する。

6 避難行動要支援者

第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 「VI 避難行動要支援者」を準用する。

第2章 予防対策

【体系図】

第2章
部

第1節 風水害の概況

P7

第2節 対象とする風水害

P8

第3節 総合的な治水対策

P8

第4節 がけ、擁壁、ブロック塀、急傾斜地等の安全対策 P10

第5節 土砂災害対策

P10

第6節 具体的な取り組み

P12

第2章 予防対策

第1節 風水害の概況

台風や長引く大雨（線状降水帯）・短時間の急激な豪雨（ゲリラ豪雨）などによる水害や土砂災害のほか、都市型水害も発生している。風水害対策においては、これらの被害も想定に含め、あらゆる対策を講じていく必要がある。

1 区部と多摩地域の気象の概況

東京地方の降水量には、年間に2つのピークがあり、1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月を中心に出現する。また、この時期をはさんで、雷雨、台風、前線などによって狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100ミリから数百ミリの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれるような大雨となることがある。

関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く。）に接近する台風の平均個数（接近数）は、6月に0.2個、7月に0.4個、8月に0.9個、9月に1.1個、10月に0.6個となっていいる。（昭和56年から平成22年までの30年平均、気象庁）

都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間（平成21年度から平成30年度）で台風性による降雨で8回、集中豪雨等によるもので25回となり、年に3～4回の頻度となっている。

2 都市型水害の発生

主要河川の改修、堤防の補強等が進んだ結果、昭和49年の多摩川堤防の決壊を除き、主要河川の氾濫や決壊による被害は大幅に減少した。しかし、昭和30年代から始まった急速な都市化の進展は、中小河川の氾濫による新たな都市型水害を発生させた。

都内では、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に河川に集中して流れ込む傾向があるとともに、ヒートアイランド現象によると考えられる集中豪雨の頻発により、浸水被害が発生している。

3 市内における浸水被害

平成19年9月6日、台風第9号の大暴雨により、市内で内水を原因とする住宅の浸水被害が発生した。このときの被害状況は、羽中四丁目で、床上浸水3棟、床下浸水11棟であった。

また、令和元年10月12日、台風第19号の主な被害として、多摩川の増水による宮の下運動公園、羽村堰上草花公園及び堰下レクリエーション広場の浸水被害（通路損傷等）、羽西二丁目地内の護岸の崩壊、玉川一丁目地内の護岸の洗掘、羽用水路の河川敷内の水路への土砂堆積、上水道の水源への地下水位の上昇による水の濁りのほか、小作取水堰及び玉川上水羽村取水堰周辺の土砂堆積や護岸等の崩壊、家屋への床下浸水などの被害が発生した。

近年の浸水被害発生を受けて、羽中四丁目地内では、既設調整池内排出ポンプの増設及び那賀雨水幹線開渠部の側壁の嵩上げを行うとともに、可搬式排水用大型エンジンポンプを配備し浸水対策の強化を図っている。

4 浸水想定

国土交通省が公表した「多摩川浸水想定区域図」は、多摩川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨（48時間総雨量588mm）に伴う洪水により多摩川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測されている。

この情報については、過去の浸水履歴と合わせて洪水ハザードマップに掲載し、市民に周知している。

第2節 対象とする風水害

風水害対策で想定する災害は次のとおりとする。

区分	災害の内容
洪水災害	多摩川の堤防決壊による洪水災害
浸水被害	台風、集中豪雨などによる市内住宅への浸水災害
土砂災害	大雨による急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の災害
風害	台風等の強風による災害
その他	その他の気象災害

第3節 総合的な治水対策

1 河川改修

市は国や都と連携し、河川、下水道整備等のハード対策を進めるとともに、これと連携を図りながら、住民に対して被害軽減のために、水害時の情報提供のあり方の見直し、水害危機管理、広報・啓発活動の実施などのソフト対策を講ずる。

多摩川の現況と、洪水対策に係わる計画は次の通りである。

計画名	策定期日	団体名
多摩川水系河川整備基本方針	平成12年12月	国土交通省
多摩川沿川整備基本構想	平成13年2月	多摩川沿川整備基本構想策定委員会
多摩川水系河川整備計画 (直轄管理区間編)	平成13年3月 (平成29年3月変更)	国土交通省 関東地方整備局
多摩川河川維持管理計画 (国土交通大臣管理区間編)	平成29年3月	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

2 雨水流出抑制施設の整備

都が行っている施策としては、『総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱』（昭和58年度創設）に基づく都所管施設への雨水流出抑制施設の設置がある。また、都内53区市町村と総合治水対策協議会を立ち上げ、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等を行っている。

3 浸透施設の設置推進

庁舎や学校などの公共・公益施設においては、浸透施設の設置を推進する。また、民間開発や雨水浸透施設設置費助成事業等においても、事業者や市民の協力により設置を推進する。

4 地盤沈下防止対策

都は、地盤沈下による浸水被害を防止するために、観測井による監視体制の整備等を行っており、今後も継続していく。

5 下水道の整備

下水道は、汚水の排除・処理を行うとともに、雨水の排除による浸水の防除を行うことを目的としている。

市は、都が整備した流域下水道多摩川上流雨水幹線及び羽村市、青梅市並びに福生市の公共下水道により、広域的な雨水対策を実施している。

都が公表した「多摩川上流雨水幹線流域浸水予想区域図」は、想定最大規模降雨（時間最大雨量 153mm 総雨量 690mm）を想定したシミュレーションにより予測されたものである。

この情報については、窓口配布などにより市民に周知しているが、今後洪水ハザードマップに掲載し、さらなる周知を図る。

6 都市型水害（内水氾濫）対策

下水道などの治水施設の整備を図るとともに、流域対策として歩道における透水性舗装や浸透枠の設置、住宅等における浸透施設の設置等、いわゆる雨水流出抑制対策や適正な土地利用などを推進していく。

集中豪雨による地下空間への浸水被害という、都市型水害が発生している。

市内には地下街はないが、ビルの地下室等の浸水被害対策として、管理者は日頃から都が公表する浸水実績図をもとに、危険性を把握し、避難誘導経路を確保していくことが大切である。

市は、大雨・洪水などによる家屋への浸水被害を防止するための「土のうステーション」設置や、排水溝の清掃など事前の対策を講じるものとする。

【土のうステーション設置場所】

設置場所	住所
市営駐車場	羽中4丁目12番
武蔵野公園	栄町2丁目5番
富士見公園	緑ヶ丘4丁目11番
あさひ公園	神明台3丁目31番

7 東京都からの情報提供

都は特別警報、警報、重要な注意報、災害原因に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある区市町村等に通報を行っている。

また、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときは、気象庁と都は共同して土砂災害警戒情報を作成、発表し、区市町村等へ伝達している。

市は、これらの情報を関係機関と共有し、防災対策に活用する。

第4節 がけ、擁壁、ブロック塀、急傾斜地等の安全対策

第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 第2節 具体的な施策、I 震災に強い都市基盤整備 2 がけ・擁壁、ブロック塀、急傾斜地等の安全対策を準用する。

第5節 土砂災害対策

市内には、多摩川の崖線や河岸段丘に沿って急傾斜地が点在しており、その多くが道路や住宅に隣接している。また、清流地区には土石流の警戒区域が指定されている。こうした急傾斜地等は、大地震や大雨などにより崩壊した場合に、住宅などへの被害が懸念されることから、警戒区域等の周知など災害防止対策に取り組んでいく。

1 急傾斜地崩壊対策

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、傾斜度が30度以上で高さ5m以上ある土地を急傾斜地と定義している。

都は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険箇所のうち自然斜面について、優先度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある行為を制限するとともに崩壊防止工事を行う。

なお、市内には、下記の区域が都により指定されているが、既に崩壊防止工事を完了している。

【急傾斜地崩壊危険区域一覧表】

地区名	指定面積	指定年月日	崩壊防止工事
羽西二丁目地区	0.151ha	平成 11. 11. 24	平成 13 年度完了

2 土石流対策

砂防法に基づき、浅間沢が砂防指定地に指定されている。指定地内では、溪流及び流域の荒廃を防ぎ災害防止を図るため、都の砂防指定地等管理条例に基づき、一定の行為が制限される。

【砂防指定地一覧表】

渓流名	指定年月日
浅間沢	大正 10. 2. 5

3 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号 通称「土砂災害防止法」）に基づき、都は住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定し、特定の開発行為に対する許可制のほか、建築物の構造規制等を行う。

【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表】

区域の番号	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
227001-K001	川崎 3 丁目・川崎 4 丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	
227001-K002	羽東 2 丁目・羽東 3 丁目		○	○	
227001-K003			○	○	
227001-K004			○	×	
227001-K005			○	×	
227001-K006			○	○	
227001-K007			○	○	
227001-K008			○	○	
227001-K009			○	○	
227001-K010			○	×	
227001-K011	羽中 3 丁目		○	○	
227001-K012			○	○	
227001-K013			○	○	
227001-K014	羽加美 4 丁目		○	○	
227001-K015			○	○	

区域の番号	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
227001-K016	羽西2丁目		○	○
227001-K017			○	○
227001-K018			○	○
227001-K019	羽西3丁目		○	○
227001-K020			○	○
227001-K021	羽西1丁目		○	○
227001-K022	羽西1丁目・小作台4丁目		○	○
227001-K023	羽西1丁目・羽西3丁目・小作台4丁目		○	○
227001-K024	羽西3丁目・小作台4丁目		○	○
227001-K025	羽西3丁目		○	○
227001-K026			○	○
227001-K027			○	○
227001-D001	羽・あきる野市草花	土石流	○	○

第6節 具体的な取り組み

1 災害危険区域等に関する調査（各機関）

各機関は、毎年市防災会議が指定する期日までに、次の事項について調査報告するものとする。

（1）危険区域の調査

災害において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるようにあらかじめ災害危険区域を調査するものとする。

調査事項は、概ね次のとおりとする。

- ・浸水又は冠水のおそれのある地域
- ・地すべり又はがけ崩れのおそれのある場所
- ・その他危険が予想される事項

（2）事業の実施計画

防災の対策となる施設の事業について、当該年度の実施計画をとりまとめ、防災会議に報告するものとする。

（3）報告

各機関の危険区域の調査及び事業計画は、防災会議事務局（市民生活部防災安全課）に報告するものとする。

2 防災に関する調査研究

各機関は、防災に必要な調査研究を行い、相互にその成果及び資料を交換し、地域にかかる総合的かつ計画的な防災計画の整備を推進するものとする。

3 市における災害危険箇所の把握

市における災害危険区域は、概ね以下に示すとおりである。

(1) 多摩川重要水防箇所

図面番号	種別	重要度	左右岸	地先名	杆杭位置 (km)	延長 (m)	理由
多右 54-3	越水(溢水) 水衝洗掘 旧川跡	A B 要注	右	多摩川	54.6k +170m 54.6k +75m	157.8	計算水位が現況堤防高以上 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡
多右 54-4	越水(溢水) 水衝洗掘 旧川跡	A B 要注	右	多摩川	54.6k +75m 54.6k	106.7	計算水位が現況堤防高以上 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡
多右 54-5	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	右	多摩川	54.6k 54.4k +145m	91.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡
多右 54-6	水衝洗掘	B	右	多摩川	54.4k +145m 54.4k +100m	60.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多右 54-7	水衝洗掘	B	右	多摩川	54.4k +100m 54.0k +150m	334.6	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多右 54-8	水衝洗掘	B	右	羽	54.0k +150m 54.0k +100m	60.0	羽洪水予報個別対応地区 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多右 54-9	越水(溢水) 水衝洗掘	B B	右	羽	54.0k +100m 54.0k +25m	90.0	羽洪水予報個別対応地区 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多右 54-10	水衝洗掘	B	右	羽	54.0k +25m 54.0k	30.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多右 54-11	水衝洗掘	B	右	羽	54.0k 53.0k	850.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所

図面番号	種 別	重要度	左右岸	地先名	杆杭位置 (km)	延長 (m)	理 由
多左 55-1	越水(溢水)	B	左	羽加美 4 丁目	55.0k +160m 55.0k +100m	64.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
多左 55-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	羽加美 4 丁目	55.0k +100m 55.0k +25m	80.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
多左 55-3	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	羽加美 4 丁目	55.0k +25m 55.0k	26.9	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
多左 55-4	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	B B B	左	羽加美 4 丁目	55.0k 54.8k +100m	103.7	堤体の変状の生じるおそれが高い箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多左 54-1	越水(溢水) 水衝洗掘	B B	左	羽加美 4 丁目	54.8k +100m 54.8k	103.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多左 54-2	越水(溢水)	B	左	羽加美 4 丁目	54.8k 54.6k +100m	96.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
多左 54-3	水衝洗掘	B	左	玉川 2 丁目	54.2k 53.2k +91m	911.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多左 53-1	水衝洗掘	B	左	玉川 2 丁目	53.2k +15m 53.0k +100m	115.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多左 53-2	工作物	A	左	玉川 1 丁目	53.6k +100m	1 箇所	応急対策が必要な施設(羽村堰)
多左 53-3	工作物	B	左	玉川 2 丁目	53.0k +100m	1 箇所	護岸工未整備(羽村市排水樋管)
多左 53-4	水衝洗掘	B	左	玉川 2 丁目	53.0k +100m 52.4k +100m	603.4	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所

令和3年度洪水対策計画書 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

4 水防訓練の実施

(1) 方針

水防法及び同法に基づく東京都水防計画に準拠し、市内河川のいっ水、堤防決壊による氾濫時等有事における水防工法の完全な習得を目的として、福生消防署、福生警察署その他の防災機関の指導及び協力を得て水防訓練を実施する。

(2) 実施要項

① 訓練項目

次の全部又は一部を実施する。

- ・参集及び部隊編成訓練
- ・情報通信訓練
- ・本部運営訓練
- ・水防工法訓練（土のう作り、積土のう、月の輪等）
- ・救助訓練
- ・救急訓練
- ・その他水害時の活動に必要な訓練

② 参加機関

福生消防署、福生警察署、市消防団、防災機関、市各部等

なお、状況により隣接市町との合同による訓練の実施も考慮する。

③ 実施時期

原則として、隔年で台風シーズン前に実施する。

5 救助救急訓練の実施（福生消防署・市消防団）

多数の負傷者を伴う災害の発生に際し、救助作業及び救急業務活動を迅速かつ的確に行うため、福生消防署の指導のもと、消防署員と市消防団員が連携して訓練を実施する。

(1) 基礎訓練

① 傷病者救護処置訓練

- 観察要領 ○気道確保要領 ○人工呼吸法 ○心肺蘇生法 ○止血法
- 副子法 ○搬送法 ○ほう帯法 ○創傷及び熱傷の手当要領

② 救助訓練

③ 救急無線運用訓練

④ 情報収集訓練

(2) 総合救助救急演習

① 実施方法

多数の負傷者が発生する災害を想定した総合救助救急演習を毎年1回実施する。

② 演習項目

- 部隊運用及び現場指揮 ○現場指揮本部の設置 ○現場救護所の設置及び処置 ○救助救急活動 ○搬送順位の決定 ○医療機関との連携 ○非常用救

急資器材の管理 ○傷病者の救命救急処置 ○受入態勢の把握及び分散搬送
○各種情報収集及び広報 ○関係機関への要請要領及び協力態勢の確認 ○無線統制及び報告

6 関係機関による訓練の実施

(1) 災害警備訓練（福生警察署）

① 方針

風水害等の災害に際し、救助活動、避難誘導、交通の確保等の警察活動を迅速かつ的確に行うため、災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立を図る。

② 実施要領

災害警備訓練実施要領は、福生警察署（含む、本部指定訓練等）において別途計画により実施する。

③ 実施方法

福生警察署員（含む、本部指定訓練員等）を対象に、関係機関の協力を得て実施する。

④ 訓練項目

○警備本部設置並びに部隊指揮方法（各級幹部による） ○参集及び部隊編成
○救助活動 ○避難誘導 ○交通規制 ○水防工法 ○舟艇操法（船外機操法を含む） ○各種資器材の操作訓練 ○広報活動 ○通信訓練 ○アイソトープの取扱い ○その他災害時の活動に必要な訓練

(2) 施設防護訓練（武陽ガス株、伊吹石油ガス株、東京電力パワーグリッド株）

① 武陽ガス株、伊吹石油ガス株

ガス施設に対する災害予防措置及び災害対策措置を円滑かつ迅速に行うための訓練を実施する。

② 東京電力パワーグリッド株

非常時における迅速・的確な情報連絡態勢の充実などを目的に、情報連絡を中心とした訓練を年1回、全体的に実施する。

大規模災害時の実践的な復旧方法等を身につけておくため、必要により防災復旧訓練を行う。

7 広報・啓発

(1) 洪水・土砂災害ハザードマップの周知

「洪水・土砂災害ハザードマップ」は、浸水想定区域等と土砂災害（特別）警戒区域の情報を同一の地図に掲載したものであり、様々な方法により市民への周知を図り、浸水及び土砂災害への備えを呼びかけている。市は、水害対策及び土砂災害対策として平成30年に「洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ」を改定し、全戸配布した。

① 洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップは、国土交通省が公表した「多摩川浸水想定区域図」をもとに、多摩川が氾濫した場合に想定される浸水範囲、深さ、避難所などを示した地図である。

浸水想定区域の想定条件(想定最大規模)は、多摩川流域に48時間で総雨量588mmの大雨が降り、多摩川が氾濫した場合を想定したものである。

浸水履歴については、過去10年間に0.2m以上の浸水実績があった区域を示している。

浸水想定区域等と合わせて、防災情報を掲載することにより、市民への防災意識の啓発を図っていく。

② 土砂災害ハザードマップ

土砂災害ハザードマップは、都が指定した土砂災害（特別）警戒区域図をもとに作成した地図である

がけ崩れや土石流などが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域を示している。

この地図を配布することで、土砂災害への早めの備えを呼びかけていく。

(2)マイ・タイムライン作成の推進

マイ・タイムラインは、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決め、作成することにより、適切な避難行動を事前に整理できるものであり、「東京マイ・タイムライン」を配布することで、風水害への対応力を高めるための啓発を図っていく。

市は、避難対策として令和2年に「東京マイ・タイムライン」を全戸配布した。

8 資器材の確保

(1)資機材物資の備蓄

市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資機材、物資を平常時から備蓄しておき、それらを水害時に、円滑に活用・配給できるように防災計画、体制を点検し、充実を図っていく。

(2)水防資器材の要請（西多摩建設事務所）

水防資器材を要請する場合は、西多摩建設事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請し、資材は、水防倉庫から払い出すものとする。

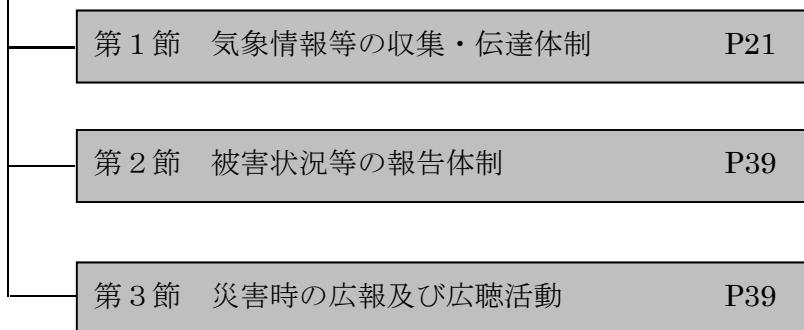
【水防用備蓄資器材一覧表（西多摩建設事務所（羽村倉庫）】

品名	単位	品名	単位	品名	単位
土のう	8,900 袋	鉄線	170kg	鉈	6 丁
土のう留杭	900 本	杭	500 本	番線カッター	10 丁
軽量鋼板	100 枚	縄	800m	もっこ	40 丁
籠	45 本	ショベル	94 丁	一輪車	3 台
木材	1.0 m ³	ツルハシ	50 丁		
シート	1,300 m ²	掛矢	18 丁		

令和2年度東京都水防計画

第3章 情報の収集及び伝達体制

【体系図】



第3章 情報の収集及び伝達体制

第1節 気象情報等の収集・伝達体制

気象、地象、水象、その他の災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等を、各機関の連携のもとに、迅速かつ的確に収集し伝達するため、その方法及び組織、災害予警報の発令、被害状況等の報告基準、災害地調査について定めるものとする。

市民が必要としている情報を様々なメディアを通じ、迅速かつ正確に提供するなど、関係機関との連携の強化を図っていく。

災害時に市は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報等を行う。

1 異常現象などの収集・伝達体制

(1) 市

① 異常現象の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者または警察署、消防署等が市に通報する窓口を定め、平素から住民・公共的団体、関係機関等に周知徹底させておかなければならない。

災害対策基本法第54条に基づき、市が行う異常現象の通報は、次により行うものとする。

ア 通報すべき事項

- ・気象に関する事項：著しく異常な気象現象（例えば竜巻等）
- ・地象に関する事項：気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象
- ・水象に関する事項

イ 通報先及び方法

市は、上記アの事項を直ちに気象庁及び都に通報する。

② 災害原因に関する情報の通報

市は、気象、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織に周知する。

(2) 福生警察署

警察署長は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに市長に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

(3) 福生消防署

消防署長は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに市長に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

2 気象情報の早期収集

(1) 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

気象庁東京管区気象台では、大雨時等において都及び市区町村における避難指示の判断等の防災対策を支援するため、都及び市区町村と気象台を結ぶ24時間対応可能な防災機関向け専用電話（以下「ホットライン」という。）を設置し、運用している。

市は、大雨時等に避難指示の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁予報部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

気象庁東京管区気象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び市区町村に対し直接厳重な警戒を呼びかける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び市区町村に対し、直接実施する場合がある。

ホットラインにより得られた情報や判断について、都が必要と認める場合には市区町村、関係機関等へ提供する。

(2) 気象庁による気象情報（特別警報・警報・注意報）

① 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

【気象等に関する特別警報の発表基準】

特別警報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴 風	暴風が吹くと予想される場合
	高 潮	高潮になると予想される場合
	波 浪	高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

② 警報・注意報

警報は、重大な災害が発生するおそれのあるときに発表し、警戒を呼びかけ、注意報は、災害が発生するおそれのあるときに発表し、注意を呼びかける。

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が発表されたときに切替えられ、解除されるときまで継続される。

【羽村市の注意報、警報の種類及び発表基準】

羽村市	府県予報区	東京都	
	一次細分区域	東京地方	
	市をまとめた地域	多摩西部	
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	29 185
	洪 水	流域雨量指數基準 複合基準	— —
		指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]
	暴 風	平均風速	25m/s
	暴 風 雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm
	大 雨	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	19 144
		流域雨量指數基準 複合基準	— 多摩川流域 = (8, 40.1)
		指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]
注意報	強 風	平均風速	13m/s
	風 雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12時間の降雪の深さ 5cm
	雷	落雷時により被害が予想される場合	
	融 雪		
	濃 霧	視程	100m
	乾 燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ		
	低 温	夏期 (平均気温) : 平年より 5°C以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期 (最低気温) : -7°C以下、多摩西部は -9°C以下	
	霜	4月 10 日～5月 15 日 最低気温が 2°C以下	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※複合基準：表面雨量指數、流域雨量指數の組み合わせによる基準値を表しています。

3 竜巻等の情報収集

(1) 気象庁が提供する情報

① 予告的な気象情報

低気圧の発生などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で、予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

② 雷注意報

積乱雲に伴う現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により、被害の発生が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

③ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

④ 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

(2) 都内において竜巻等が発生した場合の情報及び情報伝達

① 気象庁は、気象庁防災業務計画に基づき、情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

② 伝達は、発表者（都及び気象庁）から、都地域防災計画で定めた伝達経路により行なう。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

4 気象情報の伝達・周知

(1) 市

市は、特別警報や警報、重要な注意報等について都、消防署、警察署若しくはNTT東京支店から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織に通報するとともに、都、警察機関、消防機関等の協力を得て、住民に周知する。

なお、住民等への情報提供体制については、第2部 震災対策 第7章 情報通信の確保 II 住民等への情報提供体制 予防期における対策 1 住民等への情報提供体制の整備を準用する。

(2) 福生警察署

警察署は、特別警報や警報、重要な注意報について、気象庁、市その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに各交番、駐在所及びパトカー等を通じて市民に周知する。

(3) 福生消防署

消防署は、特別警報や警報、重要な注意報について、気象庁、市その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、関係機関と協力し市民に周知する。

5 河川情報の収集

(1) 国土交通省京浜河川事務所との緊急連絡（ホットライン）

市は、避難指示等を判断する市長と河川管理者である京浜河川事務所長との間で緊急連絡先（ホットライン）を設け、情報共有や助言を求めるなど活用する。

(2) 同一河川・圏域・流域の市町村における情報共有

- ① 中小河川の同一流域市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、またはわずかな時間差で起こる可能性が高い。
- ② 水害等のおそれがある場合、市は、区域を定めて避難指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、市町村の避難指示等に有効な情報を提供するものとしている。
- ③ 都から洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難指示などの発令の目安となる氾濫危険情報を首長及び各自治体の防災担当者に直接メールが送信されるホットメールを活用し情報共有を図る。
- ④ 市では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の市町村と連携し、必要な情報（避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図るものとする。

(3) 多摩川洪水予報

国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部が共同で行う洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済に重大な損害を生ずるおそれのある場合に発表される。市に関連する洪水予報は、多摩川洪水予報である。

【水防活動に係る多摩川洪水予報の基準】

予報地点	種類	発表基準
調布橋 (青梅市)	多摩川はん濫注意情報	・ 予報地点のいずれか1地点の水位が、はん濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合。
	多摩川はん濫警戒情報	・ 予報地点のいずれか1地点の水位が、はん濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合。
	多摩川はん濫危険情報	・ 予報地点のいずれか1地点の水位が、はん濫危険水位に到達したとき。
	多摩川はん濫発生情報	・ 洪水予報区域内で、氾濫が発生したとき。

【多摩川洪水予報実施区域】

水系	河川	実施区域
多摩川	多摩川	左岸 東京都青梅市大柳町 右岸 東京都青梅市畠中 万年橋から海まで

【洪水予報地点及び水位の基準】

観測所	場所	河口から の距離	水防団 待機水位	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位 (設定箇所)	計画高 水位
調布橋	青梅市 上長淵	59.4km 杭 上流 136m	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m (左岸 48.0k)	4.70m
石原	調布市 多摩川 三丁目	27.6km 杭 上流 59m	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m (左岸 26.8k)	5.94m
田園調布 (上)	大田区 田園調布	13.4km 杭 上流 90m	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m (左岸 6.0k)	10.35m

参考：令和2年度洪水対策計画書 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

▽計画高水位

河川の堤防工事などの基準で、その堤防が耐えられる最高の水位

▽はん濫危険水位

避難指示の目安となる水位

▽避難判断水位

高齢者等避難の目安となる水位

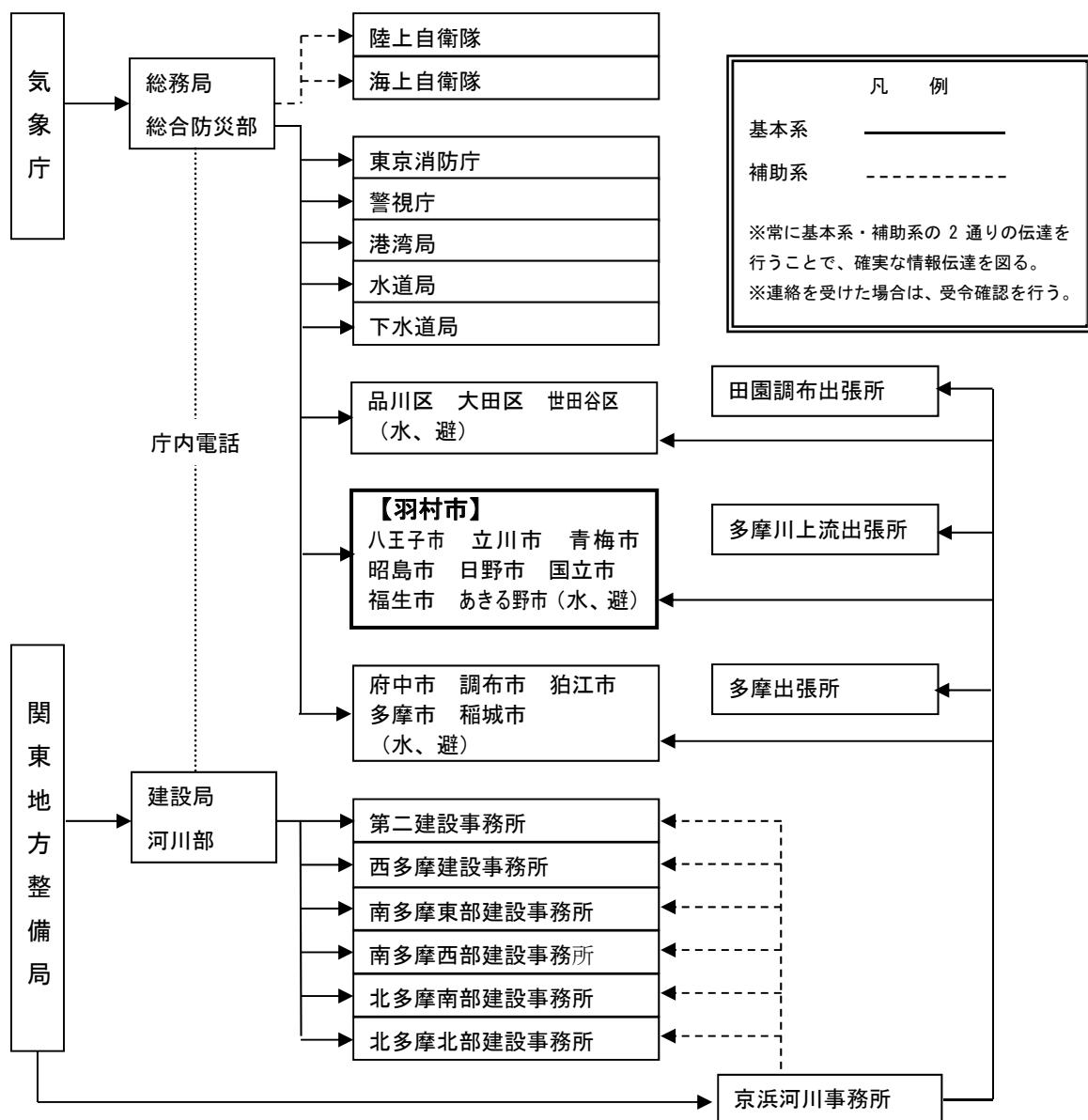
▽はん濫注意水位

水害に備え水防団体が出動し、警戒に当たる水位

▽水防団待機水位

水防活動に入る準備をする水位

【多摩川洪水予報伝達系統図】



※ 総合防災部からの伝達が途絶した場合管内

区市町村へ伝達

※ 水…水防担当部署 避…避難指示等発令担当部署

(4) 気象庁による気象情報（伝達系統）

水防法第10条の規定による気象庁からの重要な気象情報等は、別表第1の伝達系統により連絡される。

① 観測通報等

市は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには、都建設局（都水防本部）と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに市内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から迅速に入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

② 気象情報等の入手及び利用

市は、水防活動のための基礎的情報である気象等の情報を、気象庁や京浜河川事務所のインターネット（電子メール、Web）及び民間気象観測装置などにより入手する。

防災機関等からの入手方法は次のとおりである。

1. 東京都災害情報システム（DIS）

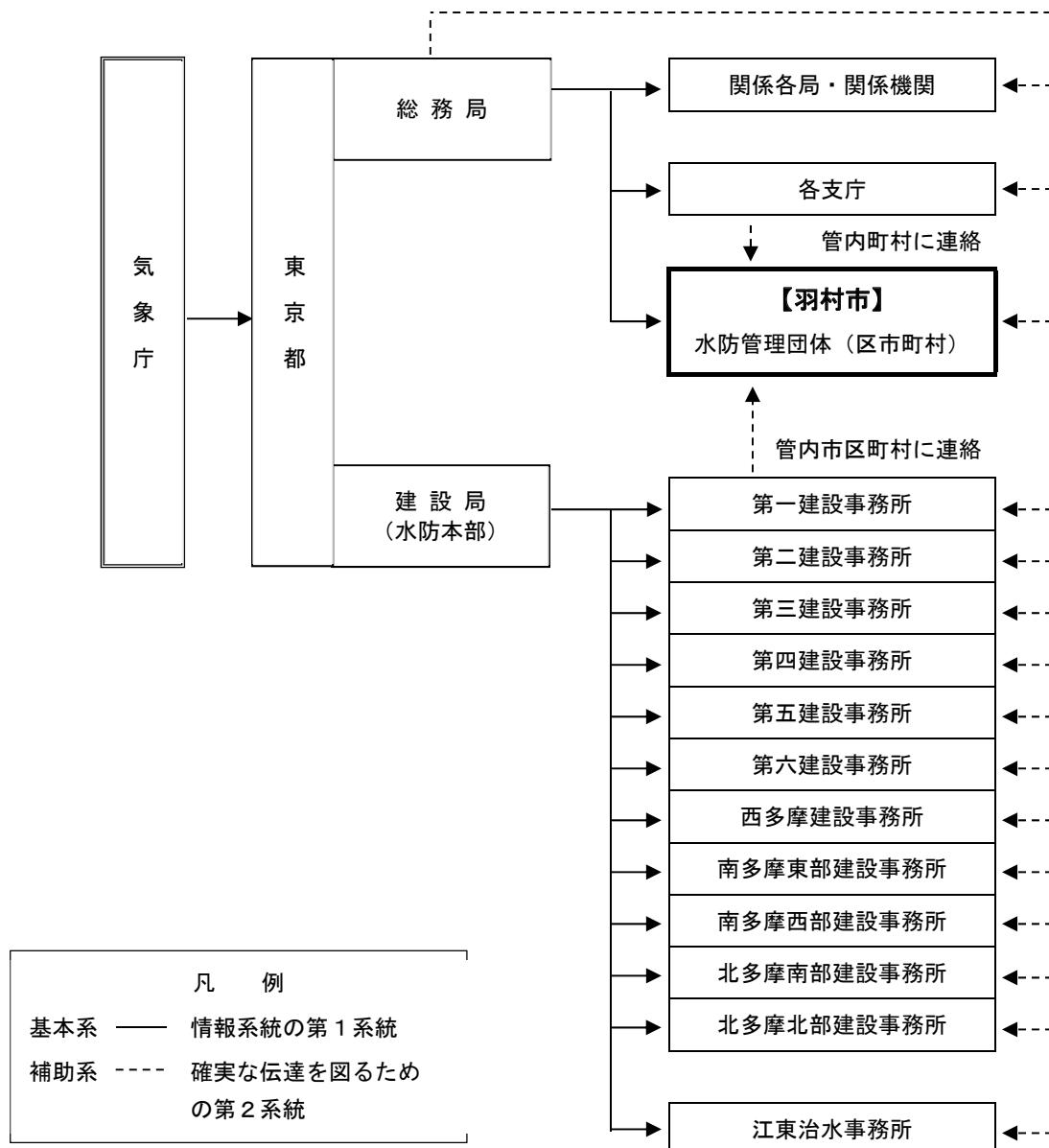
DISにより、「建設局河川水位情報」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集し、災害対策の検討、判断材料等に活用する。

2. 防災情報提供システム

気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を防災機関へ提供するシステムで、各種防災気象情報の他、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指標等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う避難指示等の判断の参考に利用する。

3. 市が、水防活動に利用する気象等の警報・注意報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。

別表第1 気象情報伝達系統図



(5) 水防警報

水防警報は、水防活動の基準であり、都及び水防管理団体（水防の責任を有する市）は、その情報の目的及び性質を十分理解するとともに伝達の系統、方法等について精通し、その情報の目的を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

① 水防警報河川

国土交通大臣が指定し京浜河川事務所が水防警報を行う河川として、多摩川が指定されている。また、その区域は洪水予報実施区域と同じく青梅市万年橋から河口までとなっている。

市が水防の配備態勢をとる際の判断は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所調布橋観測所の水位を基準としている。なお、基準とする水位に達していないても気象状況等により風水害が生じる場合があるため、実際の河川や堤防などの状況を巡視するとともに各防災関係機関と連携して水防活動を行うものとする。

【水防警報観測所及び水位の基準】

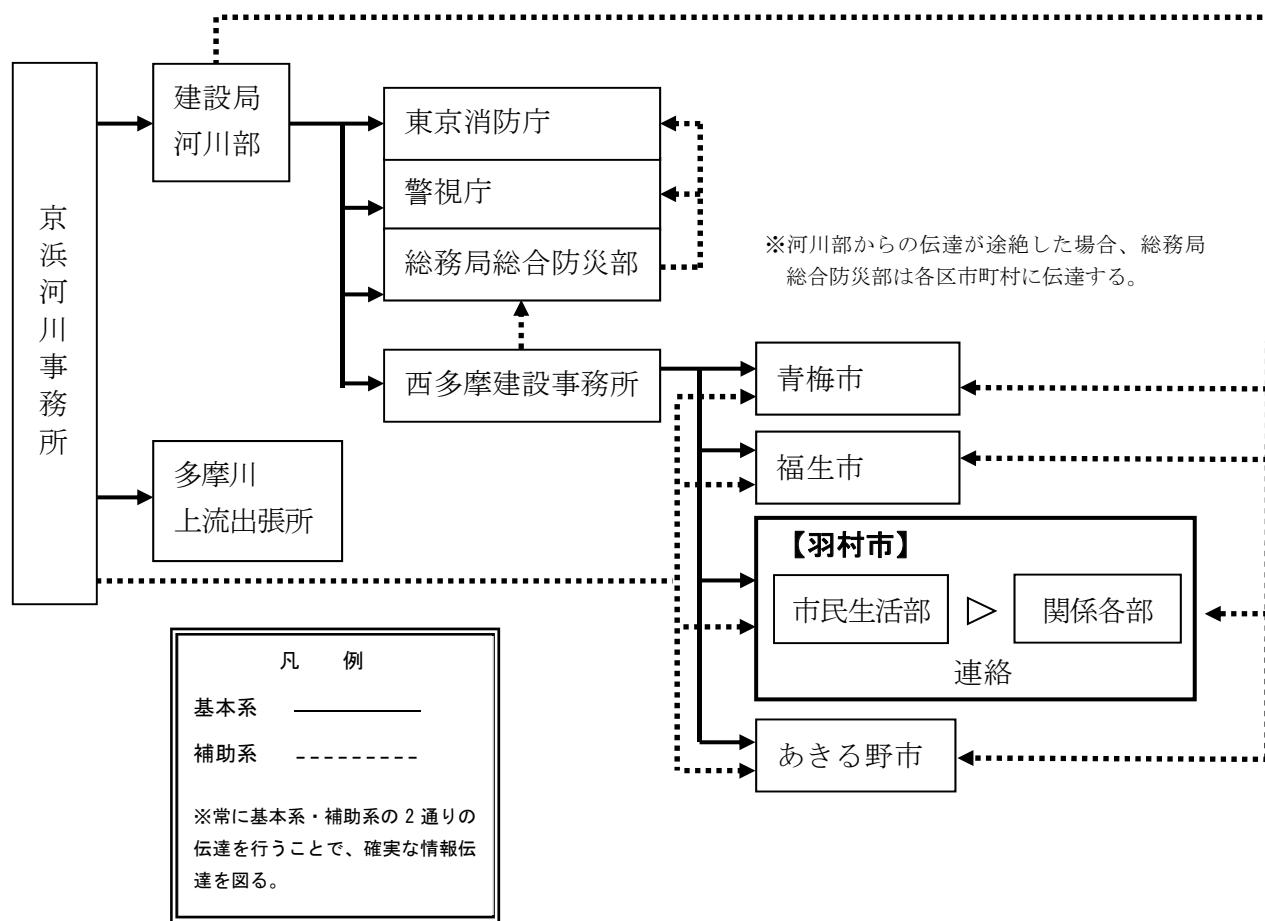
単位：m

水防警報区		観測所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
多 摩 川 左 岸	自 青梅市 大柳町万年橋	調布橋	0.20	1.00	1.20	1.60	4.70
	至 福生市福生						
	自 昭島市拝島町	日野橋	2.00	2.80	—	3.60	4.71
	至 国立市泉						
	自 府中市四谷	石原	4.00	4.30	4.30	4.90	5.94
	至 狛江市駒井町						
	自 世田谷区 喜多見町	田園調布 (上)	4.50	6.00	7.60	8.40	10.35
	至 大田区 東六郷4丁目						
	自 大田区 東六郷3丁目	多摩川河口	2.30	2.80	—	3.80	3.80 (計画高潮位)
	至 海						

② 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象情報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達しあはん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	あん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	あん濫警戒情報が発表されたり、すでにはん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	あん濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。あん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

【多摩川水防警報（調布橋）伝達系統図】



6 ダム放流情報の収集

ダム設置者は、洪水が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない。(河川法「昭和39年法第167号」第46条) また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生じるときは、水害を未然に防止する観点から、あらかじめ関係都道府県知事、市町村長、警察署長に通知しなければならないこととしている。(河川法第48条)

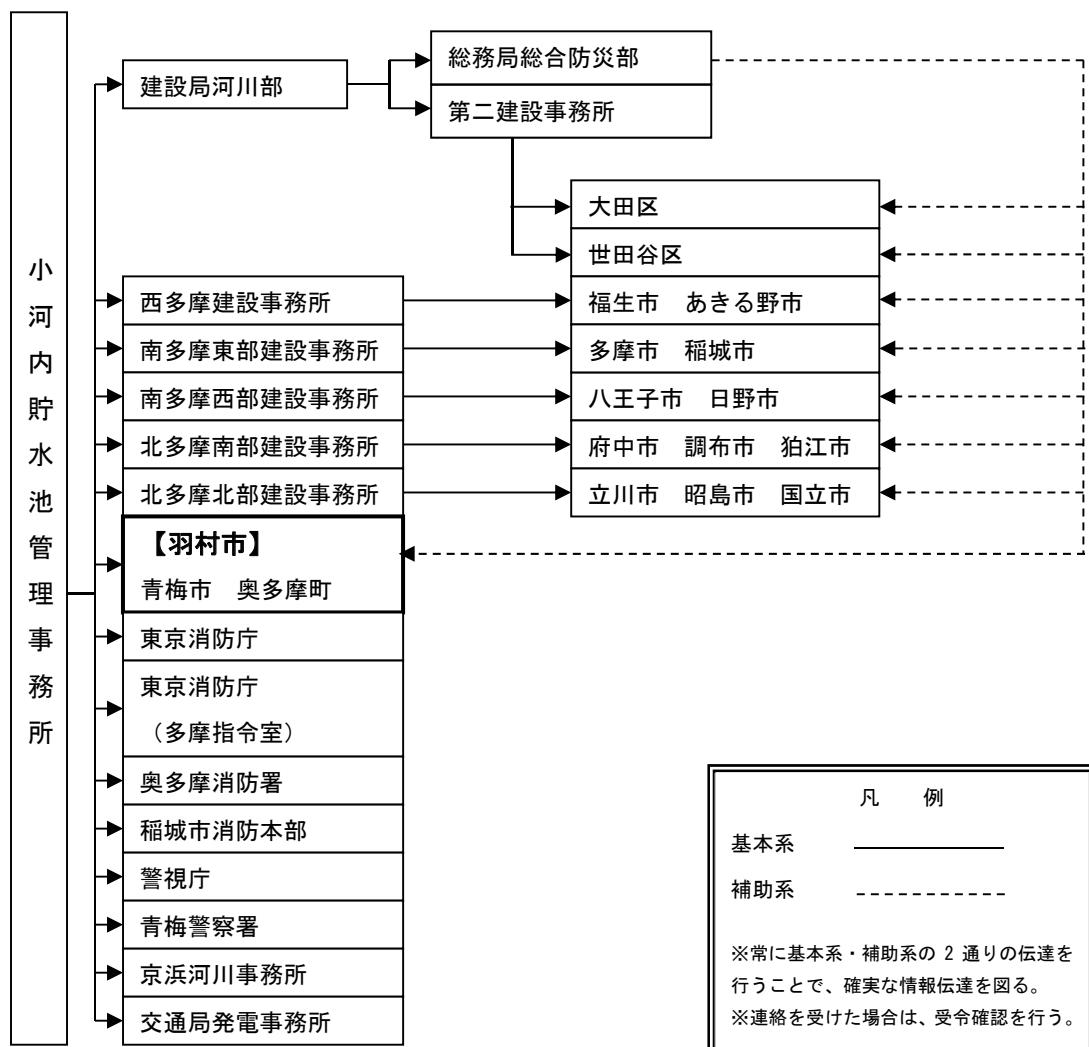
市に関連するダム放流通報は、多摩川上流にある小河内ダム及び白丸調整池ダムの放流通報がある。

(1) 小河内ダム放流通報（水道局）

放流に係る各時点の最新情報を東京都水道局ホームページにより確認する。

なお、水防態勢時（大雨、洪水、高潮、津波の警報、注意報発表時）の操作時に限り伝達が行われる。

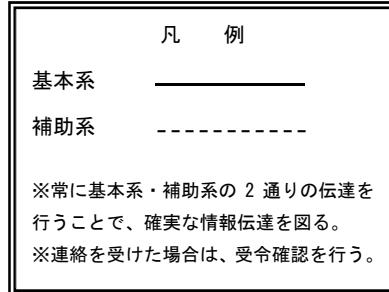
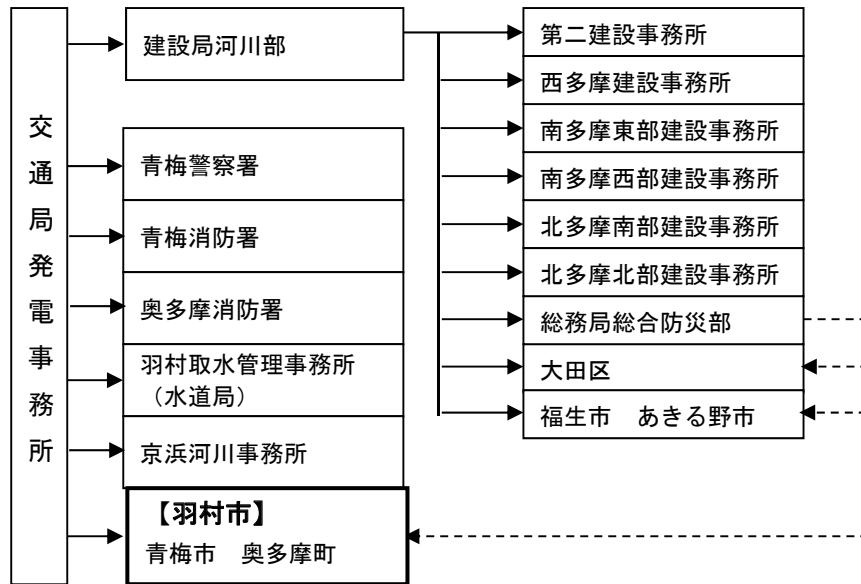
【小河内ダム放流通報情報伝達系統図】



(2) 白丸調整池ダム放流通報（交通局）

都交通局は、白丸調整池ダムにおいて、多摩川水系の水を利用し、発電所を運営している。多摩川の増水により、放流を開始する際には、市にFAXにて通報する。

【白丸ダム放流通報情報伝達系統図】

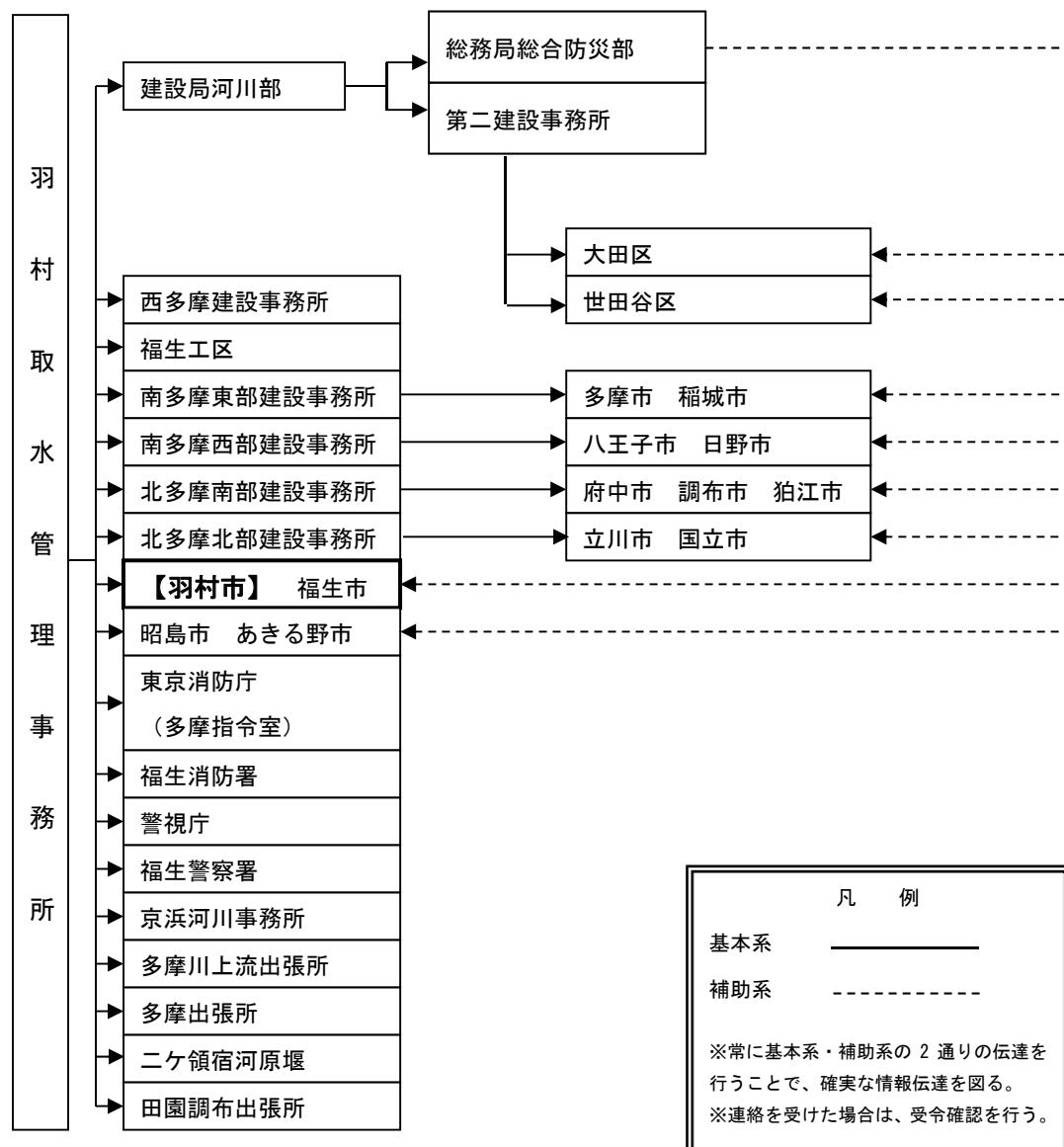


7 河川関係（その他）通報情報

（1）羽村投渡堰通報

都水道局は、羽村取水堰及び小作取水堰において、多摩川の増水により、取水堰の操作を行う際には、あらかじめ放送及びサイレンで一般に警告するとともに、市宛に通知する。

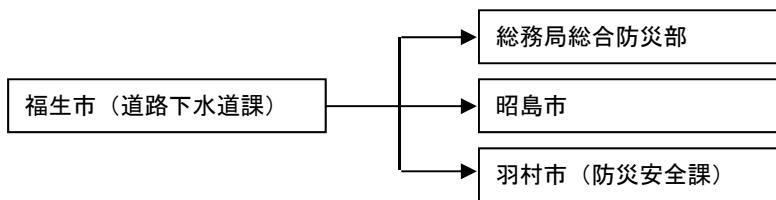
【羽村投渡堰通報情報伝達系統図】



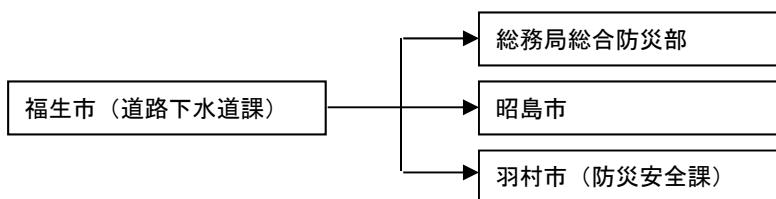
(2) 多摩川に設置されている樋門・水門等の情報共有

多摩川に設置されている樋門等の操作状況を隣接自治体等と共有することで、避難や救出救助に係る参考とする。

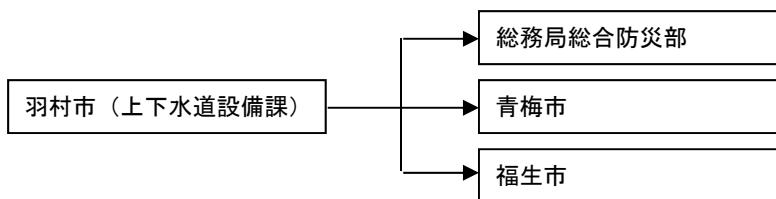
【熊川第二排水樋管・福生排水樋管の情報伝達系統図】



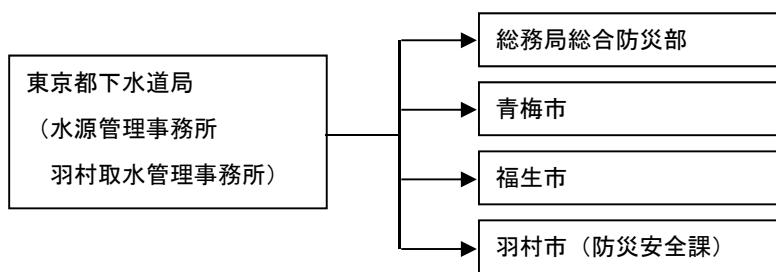
【多摩川中央公園排水樋管の情報伝達系統図】



【羽村市排水区第4分区排水樋管・（羽村市排水区）那賀樋管の情報伝達系統図】



【小吐水門・小作取水樋門の情報伝達系統図】



8 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報への対応等

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市本部長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省水管理・国土保全局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。都は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日に運用を開始した。

市は、気象庁と都が共同発表する土砂災害警戒情報が伝達された場合、伝達された土砂災害警戒情報を、防災行政無線、市公式サイト、市メール配信サービス、広報車両等及び国土交通省、気象庁、都、報道機関等の関係機関との連携により、警戒区域内の市民へ情報伝達し、必要に応じて避難指示等を行う。

① 土砂災害警戒情報の目的

大雨により土砂災害の危険性が高まったときに、市を特定して発表する新たな気象情報で、市が避難指示等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断等に利用する。

② 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

大雨警報の発令中に発表する。（発令及び解除）

発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべりとする。）

降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。

③ 情報の伝達

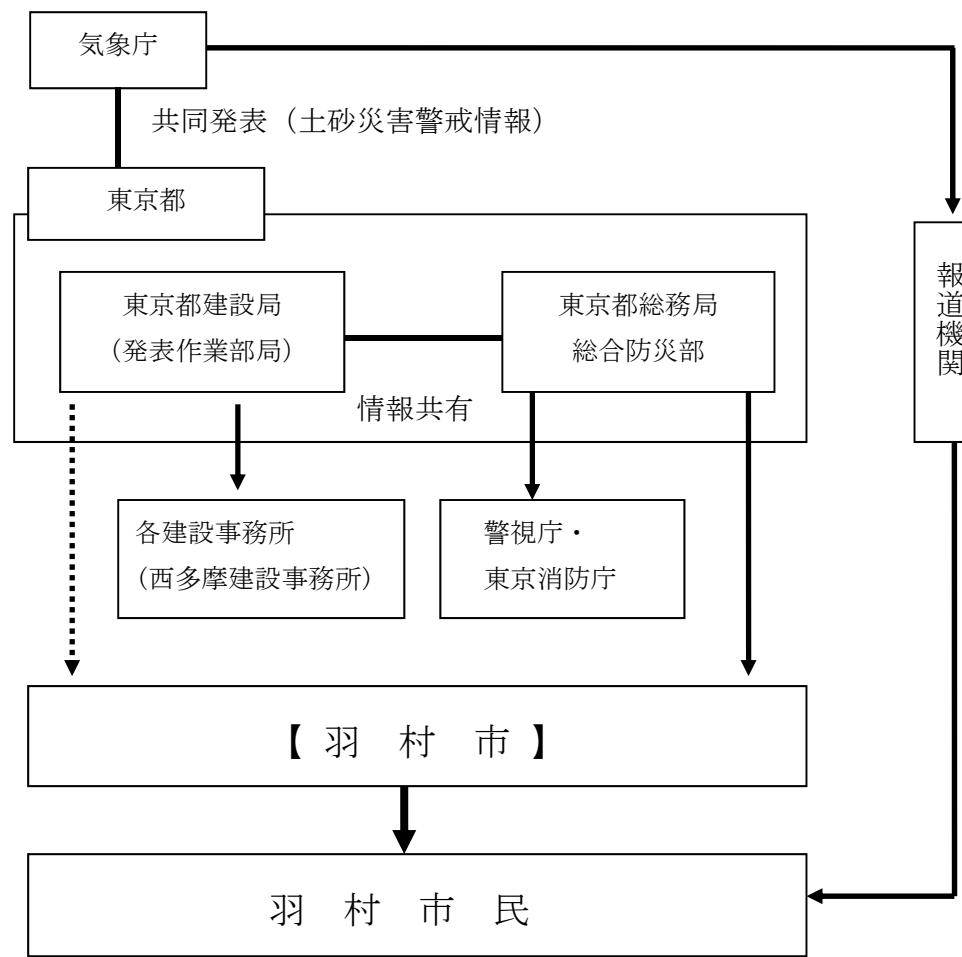
気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したとき発表する。

都は区市町村及び各支所・建設事務所へ防災ファックス及びDIS（東京都災害情報システム）を利用し伝達する。

④ 市の対応

市は、情報を受けた場合においては、ただちに住民へ伝達し、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難のための立退きを指示することとする。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



凡例

基本系 —————

補助系 ······

第2節 被害状況等の報告体制

第2部 震災対策 第7章 情報通信の確保 第2節 具体的な施策を準用する。

第3節 災害時の広報及び広聴活動

第2部 震災対策 第7章 情報通信の確保 第2節 具体的な施策を準用する。

第4章 水防活動態勢

【体系図】

第1節 職員の初動態勢	P45
第2節 風水害対策連絡会	P47
第3節 災害対策本部	P48
第4節 風水害非常配備態勢	P57
第5節 水防活動	P62
第6節 西多摩建設事務所の態勢	P63
第7節 福生消防署、市消防団の態勢及び福生警察署の協力	P65
第8節 決壊時の処置	P69
第9節 費用負担及び公用負担	P69
第10節 水防実施状況報告	P71

第4章 水防活動態勢

この態勢は、水防法、災害対策基本法、東京都地域防災計画（風水害編）及び東京都水防計画に基づき、大雨、暴風その他のによる大規模な風水害の発生、又は発生するおそれがある場合に、これらの情報を事前に収集・分析し、警戒や防御に取り組むとともに被害を極力軽減するために必要な態勢について定めるものとする。

【主な機関の応急水防態勢の流れ】

状況区分	状況区分Ⅰ	状況区分Ⅱ	状況区分Ⅲ 状況区分Ⅳ	状況区分Ⅴ	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報、水位情報等の収集及び伝達 ○気象庁ホットライン（随時） ○東京都、警視庁、東京消防庁等との連携・協力（随時） ○水防活動の準備及び開始（防災担当職員） ○風水害対策連絡会の設置〔気象警報発令時態勢・警戒配備態勢〕 ○災害対策本部の設置〔第1～3次非常配備態勢〕 ○高齢者等避難 ○避難指示 ○緊急安全確保 ○関係機関への応援要請 				
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報、水位情報等の収集 ○水防活動の準備及び開始 ○水防に関する警戒の実施 				
気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の発表（関東甲信地方気象情報） ○気象解説ホットライン（随時） ○注意報発表（大雨、洪水など） ○警報発表（大雨、洪水など） ○特別警報発表 ○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○指定河川洪水予報（多摩川） ○防災情報提供システムによる情報提供 				

【状況区分と警戒レベルの相対関係図】

状況区分	警戒レベル	状況区分・警戒レベル移行基準
状況区分Ⅰ	警戒レベル1	「早期注意情報」気象庁が発表
	警戒レベル2	「注意報」気象庁が発表
状況区分Ⅱ		台風等に伴う「警報」気象庁が発令・「自主避難所」開設
状況区分Ⅲ	警戒レベル3	「災害対策本部」設置
		「高齢者等避難」発令
		「避難所」、「福祉避難所」開設
状況区分Ⅳ	警戒レベル4	「避難指示」発令
状況区分Ⅴ	警戒レベル5	「緊急安全確保」発令

※ 状況区分は、市が風水害時に行う活動内容や配備態勢などの時期を分けたもの

※ 警戒レベルは、災害発生時に事前に市民が避難できるようにレベル分けされた防災情報

【状況区分の基準、態勢、配備態勢、活動】

状況区分Ⅰ	基 準	台風接近や大雨の恐れがあるとき
	態 勢	風水害対策連絡会
	職員配備態勢	平常態勢/情報収集態勢
	主な活動	情報収集、市内点検、土のう確認など
状況区分Ⅱ	基 準	台風等に伴う警報が発表され自主避難所を開設したとき
	態 勢	風水害対策連絡会
	職員配備態勢	警戒配備態勢
	主な活動	自主避難所開設・運営
状況区分Ⅲ	基 準	災害の可能性が高まり災害対策本部を設置したとき
	態 勢	災害対策本部
	職員配備態勢	第1次非常配備態勢
	主な活動	「避難所」、「福祉避難所」開設準備
状況区分Ⅳ	基 準	避難情報を発令して避難所を開設したとき
	態 勢	災害対策本部
	職員配備態勢	第2次非常配備態勢
	主な活動	「高齢者等避難」、「避難指示」発令 「避難所」、「福祉避難所」開設・運営
状況区分Ⅴ	基 準	災害が発生または切迫したとき
	態 勢	災害対策本部
	職員配備態勢	第3次非常配備態勢
	主な活動	「緊急安全確保」発令、災害対応

第1節 職員の初動態勢

1 勤務時間内の初動態勢

(1) 風水害情報の監視態勢

台風が接近し、または市内に大雨洪水注意報、大雪注意報等が発令された場合、市民生活部長、防災安全課職員（以下「防災担当職員」という。）は監視態勢をとる。

(2) 風水害情報の連絡態勢

台風がさらに接近し、または市内に大雨洪水警報等が発令された場合、防災担当職員は連絡態勢をとる。

(3) 気象状況の急変による応急態勢

突発的、局地的な集中豪雨、雷、雹その他気象状況の急変による風水害（以下「局地的風水害」という。）が発生した場合、防災担当職員は直ちに現場の情報収集及び被害確認を行うとともに応急態勢をとる。

2 勤務時間外の初動態勢

(1) 風水害情報の監視態勢

台風が接近し、または市内に大雨洪水注意報が発令された場合、防災担当職員は、自ら気象情報等を収集し状況把握に努めるとともに、防災担当職員間で監視態勢をとる。

(2) 風水害情報の連絡態勢

台風がさらに接近し、または市内に大雨洪水警報等の警報が発令された場合、防災担当職員は市役所庁舎に参集し連絡態勢をとる。

(3) 気象状況の急変による応急活動態勢

庁舎管理員は局地的風水害に係る通報または警報等があった場合は、休日・夜間等における職員参集連絡系統図により防災安全課長及び防災担当職員へ連絡する。

連絡を受けた防災担当職員は状況に応じて市役所庁舎に参集し、情報収集及び被害確認を行うとともに、状況に応じて現場への応急活動態勢をとる。

(4) 参集職員の応急態勢

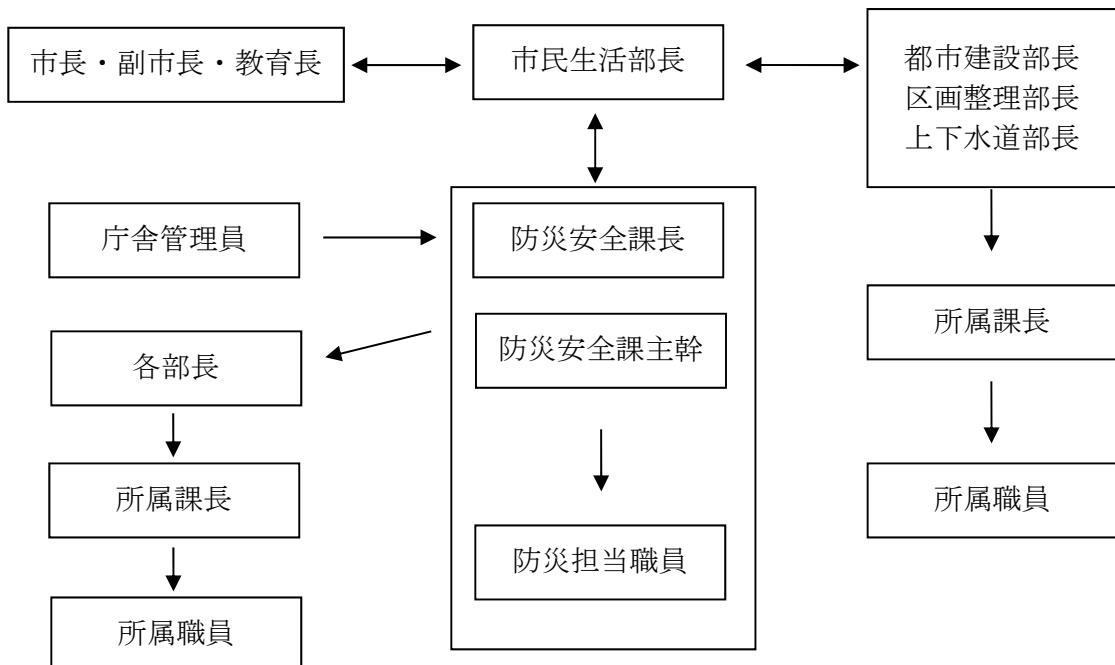
① 被害状況等の報告

職員は、参集途上において可能な範囲で被害状況等を把握し、参集後所属長等に報告する。

② 緊急措置の実施

職員は、参集途上において人命等に関わる緊急事態に遭遇したときは近隣住民等と協力して適切な措置を講じてから参集する。

【休日・夜間等における職員参集連絡系統図】



③ 参集場所及び服装等

参集場所は、風水害非常配備態勢の各段階に応じ、原則として勤務している部署または施設等とする。ただし、あらかじめ上司から指定がある場合はその場所とする。なお、参集できない場合は何らかの方法により上司等に連絡する。

服装は、原則としてヘルメット、防災服、安全靴（長靴）とする。ただし、風水害の状況に応じたもので安全に配慮した作業のできる服装も可能とする。

3 広報活動態勢

市は、防災行政無線、市メール配信サービス、市公式サイト、テレビはむら、市公式ツイッター、広報車等により、市民への広報等を行い、風水害に対する注意喚起を行う広報活動態勢をとる。

第2節 風水害対策連絡会

1 風水害対策連絡会の設置

風水害等による被害の発生または発生するおそれが生じた場合、市長は災害対策本部を立ち上げるまでの間、または災害対策本部を設置するに至らないまでの対応を行うため、水防活動の必要があると認められる場合は、風水害対策連絡会を設置する。

2 風水害対策連絡会の組織

(1) 風水害対策連絡会の構成

構 成	
会 長	・市長
副会長	・副市長 ・教育長
委 員	・羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則第3条第1号に規定する部長の職にある者 ・防災安全課長 ・防災安全課主幹 ・その他会長が必要と認めた職員

(2) 風水害対策連絡会の所掌事務

風水害対策連絡会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- ・気象情報、洪水情報等の収集、分析に関すること。
- ・市民、関係機関への情報提供に関すること。
- ・水防活動態勢の準備、開始に関すること。
- ・災害対策本部の設置検討、準備に関すること。
- ・その他、水防上必要な事項に関すること。

3 風水害対策連絡会の解散

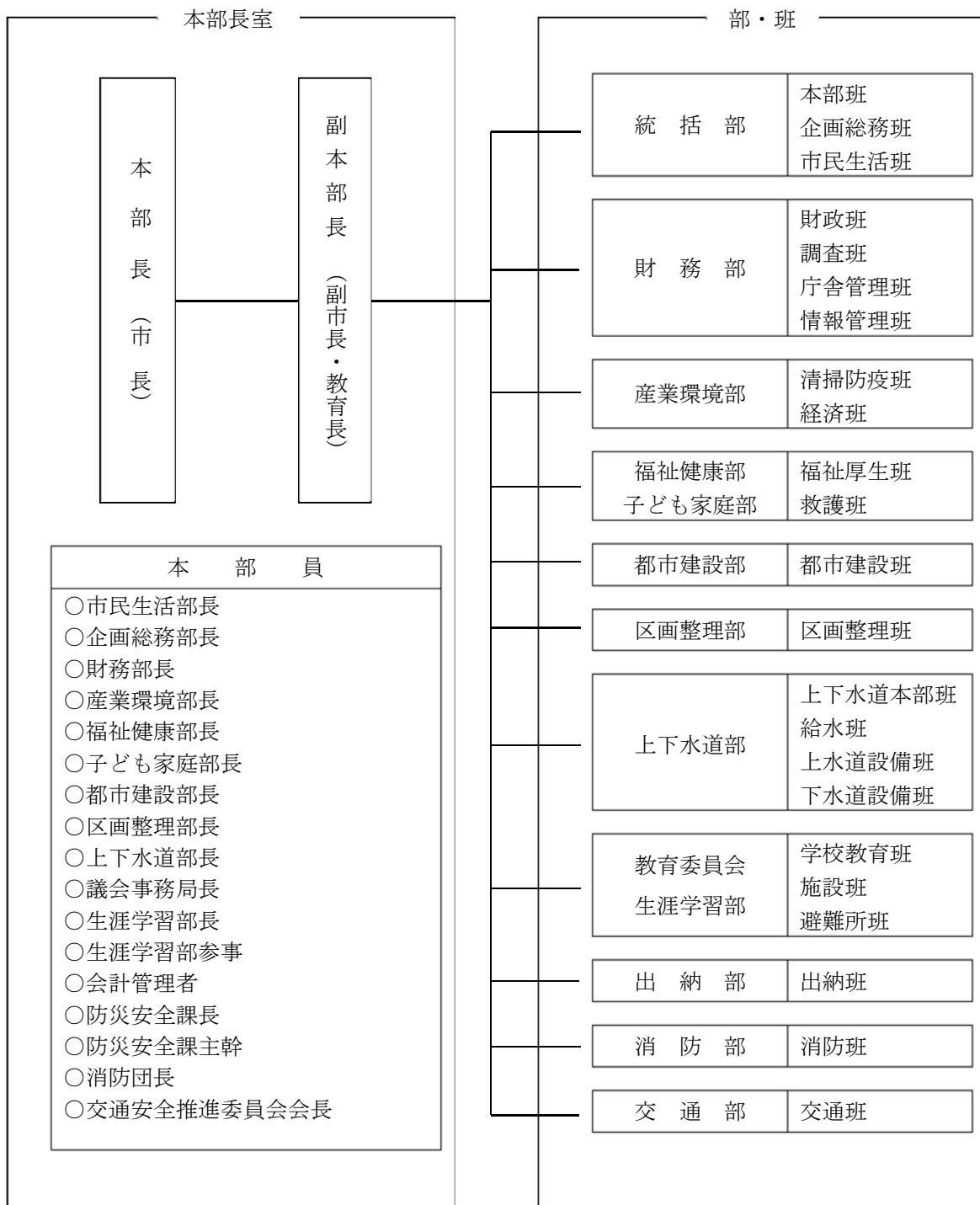
風水害等による被害の発生または発生するおそれが解消した場合、若しくは災害対策本部が設置されたときは、風水害対策連絡会を解散する。

第3節 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

風水害等による被害が発生または発生するおそれがあり、風水害対策連絡会による活動及び人員体制では対応が不可能と市長が判断した場合、市長は災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の組織



3 災害対策本部の構成

(1) 本部長室等

① 本部長室の構成

構 成	
本部長	・市長
副本部長	・副市長 ・教育長
本部員	・羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則第3条第1号に規定する部長の職にある者 ・防災安全課長 ・防災安全課主幹 ・消防団長 ・交通安全推進委員会会長
本部連絡員	・各部庶務担当課長
事務局等	・広報広聴課長 ・防災安全課職員

※本部長室と各部の連絡調整を行うことを目的として、本部連絡員を置く。

※上記のほか、本部長は必要があると認めたときは、市職員のうちから本部員を指名することができる。（羽村市災害対策本部条例施行規則 第5条第2項）

(2) 部及び班

各部・班の構成及び分掌事務については、羽村市災害対策本部条例規則別表（6条関係）を基に風水害対策として、次のとおり定めた。

各部、各班及び各課の応急活動体制については、原則として下記のとおりとするが、被害の状況、事務の優先度、応急職員の参集状況、時間経過などを勘案して隨時、応援体制をとるものとする。

応援体制については、まず第一次応援体制として、各部の部長の指示により部内の他班への応援を行うこととし、さらに人員不足等が発生する場合には第二次応援体制として、災害対策本部長の指示により他部への応援を行うものとする。

責任者（班長）が他部・他班への応援により、不在になる場合は、その班を所管する部の責任者（部長）が班長を兼務する。

責任者が複数配置されている部・班については、表の上段に記載されている者が統括する。

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
統括部	市民生活部長 企画総務部長	本部班	防災安全課長 防災安全課主幹 秘書課長	① 災害対策本部及び各部との連絡調整に関すること ② 気象などの情報収集に関すること ③ 自主避難所の開設、運営に関すること ④ 非常配備態勢に関すること ⑤ 東京都及び関係防災機関との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊の派遣要請に関すること ⑦ 被害状況の総括に関すること ⑧ 災害に係る通信情報の総括に関すること ⑨ 防災無線設備の点検、整備及び復旧に関すること ⑩ 災害救助法の適用に関すること ⑪ 本部長室の庶務に関すること ⑫ 避難の指示及び誘導に関すること ⑬ 消防団の出動に関すること ⑭ 交通安全推進委員会の出動に関すること ⑮ その他災害対策の連絡調整に関すること ⑯ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること ⑰ 所管施設の安全対策・災害対応に関すること
	企画総務班		総務課長 企画政策課長 長期総合計画担当主幹 広報広聴課長 職員課長 市史編さん室長 東京オリンピック・パラリンピック準備室長	① 職員の招集及び派遣に関すること ② 災害時相互応援協定締結自治体への応援要請に関すること ③ 災害関係文書の受発信に関すること ④ 災害復旧対策の総合調整に関すること ⑤ 災害に関する広報及び広聴に関すること ⑥ 渉外及び報道機関との連絡調整に関すること ⑦ 災害記録写真等の作成に関すること ⑧ 被災市民の相談窓口に関すること ⑨ 災害時の職員の災害補償及び労務に関すること ⑩ 職員及び本部要員の給食に関すること ⑪ 災害救助法における求償に関すること ⑫ 災害対策本部会議の内容記録に関すること ⑬ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
				⑯ 他班への応援に関すること
財務部	財務部長	市民生活班	市民課長	① 応急食料の確保及び輸送に関すること ② 救援物資の確保及び輸送に関すること ③ 食料及び物資調達応援協定業者等との連絡及び協力要請に関すること ④ 遺体の収容及び埋火葬に関すること ⑤ 窓口事務に関すること ⑥ 自主防災組織との連絡調整に関すること ⑦ 所管施設の安全対策及び災害対応に関すること ⑧ ボランティアの受付及び派遣に関すること ⑨ 外国人支援に関すること ⑩ 他班への応援に関すること
			地域振興課長	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮
		調査班	課税課長 納税課長	① 被害状況（土地・家屋ほか）の調査、集計及び報告に関すること ② 署名証明の交付に関すること ③ 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予等に関すること ④ 他班への応援に関すること
		庁舎管理班	契約管財課長	① 所管施設の安全対策及び災害対応に関すること ② 災害対策用物資及び資材の購入等に関すること ③ 車両の調達及び配車に関すること ④ 他班への応援に関すること
		情報管理班	情報推進課長	① 電算機器の点検、復旧に関すること ② 他班への応援に関すること
産業環境部	産業環境部長	清掃防疫班	環境保全課長 生活環境課長	① し尿及びごみ処理に関すること ② 廃棄物の仮置場の確保・開設・運営に関すること ③ 所管施設の安全対策及び災害対応に関すること ④ 被災地の清掃及び消毒に関すること ⑤ その他環境衛生に関すること ⑥ 緑地及び保存樹木の被害状況調査及び報告

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
				<p>に関すること</p> <p>⑦ 他班への応援に関すること</p>
		経済班	産業企画課長 産業振興課長	<p>① 商業及び農業の被害状況調査及び災害応急対策に関すること</p> <p>② 中小企業及び農業関係に対する資金融資に関すること</p> <p>③ 所管施設の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>④ 工業関係の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>⑤ 所管施設の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>⑥ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること</p> <p>⑦ 他班への応援に関すること</p>
福祉健康部 子ども家庭部	福祉健康部長 子ども家庭部長	福祉厚生班	社会福祉課長 障害福祉課長 高齢福祉介護課長	<p>① 福祉避難所の開設、運営に関すること</p> <p>② 福祉施設(保育施設を除く)の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>③ 福祉施設利用者の避難誘導に関すること</p> <p>④ 高齢者及び障害のある人の被害状況の把握に関すること</p> <p>⑤ 身体障害者等の避難及び救護に関すること</p> <p>⑥ 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること</p> <p>⑦ 義援金品の受領及び配分に関すること</p> <p>⑧ 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の融資に関すること</p> <p>⑨ その他被災者の福祉に関すること</p> <p>⑩ 所管施設の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>⑪ 他班への応援に関すること</p>
		救護班	健康課長 子育て支援課長 子育て相談課長	<p>① 医療機関との連絡調整及び応援要請に関すること</p> <p>② 医療救護班の編成及び派遣に関すること</p> <p>③ 医療救護所の開設及び医薬品等の供給確保に関すること</p> <p>④ 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること</p> <p>⑤ 感染症の予防に関すること</p> <p>⑥ 感染症患者の収容、隔離に関すること</p>

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
			児童青少年課長	<p>⑦ 所管施設の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>⑧ 児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>⑨ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること</p> <p>⑩ 保健活動班による巡回健康相談に関すること</p> <p>⑪ 災害時保健活動に関すること</p> <p>⑫ 保健活動に係る応援要請に関すること</p> <p>⑬ 他班への応援に関すること</p>
都市建設部	都市建設部長	都市建設班	都市計画課長 土木課長 建築課長	<p>① 道路、橋梁及び河川の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>② 道路、橋梁その他土木施設の整備及び復旧に関すること</p> <p>③ 道路、河川等における障害物の除去に関すること</p> <p>④ 災害対策に必要な労務の調達、確保及び供給に関すること</p> <p>⑤ 倒壊物、崩土等の処理に関すること</p> <p>⑥ 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること</p> <p>⑦ 公共土木施設及び建築物等の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>⑧ 都市施設の被害状況の調査及び報告に関すること</p> <p>⑨ 公共土木施設及び建築物等の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>⑩ 羽村市建設防災協力会等との連絡及び協力要請に関すること</p> <p>⑪ 応急復旧用資機材及び機器の確保に関すること</p> <p>⑫ 緊急交通路の確保に関すること</p> <p>⑬ 公園・公園施設及び緑地の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>⑭ 公園・公園施設及び緑地の安全対策・災害対応に関すること</p> <p>点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>⑮ 動物公園の被害状況調査及び報告に関すること</p> <p>⑯ その他災害復旧に関すること</p>

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
				⑯ 被災地域の災害復旧計画に関すること ⑰ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること
区画整理部	区画整理部長	区画整理班	区画整理総務課長 区画整理推進課長	① 区画整理区域内の被害状況の調査及び報告に関すること ② 区画整理区域内の安全対策・災害対応に関すること ③ 他班への応援に関すること
上下水道部	上下水道部長 議会事務局長	上下水道本部班	上下水道業務課長	① 災害対策本部及び東京都福祉保健局水道担当・東京都下水道局との情報連絡に関すること ② 被害状況、緊急給水箇所の把握に関すること ③ 給水可能区域の把握、復旧の指揮に関すること ④ 水道関連業者への応援要請に関すること ⑤ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること ⑥ その他、他班に属さないこと
	給水班	選挙管理委員会事務局長 (監査委員事務局長) 議会事務局次長		① 給水用資材の確保に関すること ② 応急給水に関すること ③ 避難所、医療機関等の重要施設の給水状況の点検に関すること ④ 他班への応援に関すること
	上水道設備班		上下水道設備課長	① 水源・浄水・配水設備の安全対策・災害対応に関すること ② 飲料水の水質検査及びその応急措置に関すること ③ 応急給水用の清浄水の確保に関すること ④ 導水・送水・配水管等の点検、整備及び復旧に関すること ⑤ 復旧資材の確保等に関すること ⑥ 管路の応急復旧に関すること ⑦ 管路の二次災害防止に関すること

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
		下水道設備班	上下水道設備課長	① 下水道施設の被害状況調査に関すること ② 下水道施設の安全対策・災害対応に関すること ③ 下水道施設の災害復旧計画に関すること
教育委員会生涯学習部	生涯学習部長	学校教育班	学校教育課長	① 児童及び生徒の被害状況の調査に関すること ② 学校との連絡調整に関すること ③ 被害児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること ④ 被害児童及び生徒の学用品等の支給に関すること ⑤ 他班への応援に関すること
	生涯学習部参考	施設班	教育支援課長	① 所管施設の安全対策・災害対策に関すること ② 学校施設の被害状況調査及び報告に関すること ③ 学校施設の点検、整備及び復旧に関すること ④ 社会教育施設の被害状況調査及び報告に関すること ⑤ 社会教育施設利用者の被害状況調査及び救護に関すること ⑥ 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関すること ⑦ 文化財の保護に関すること ⑧ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関すること ⑨ 他班への応援に関すること
			生涯学習総務課長	① 避難所の開設及び運営に関すること ② 避難者名簿の作成に関すること ③ 避難所の連絡調整に関すること ④ 避難所での応急食料の配分に関すること ⑤ 他班への応援に関すること
			生涯学習センター長	① 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること ② 給水班への応援に関すること ③ 他班への応援に関すること
			図書館長	
			郷土博物館長	
			避難所班	① 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること ② 給水班への応援に関すること ③ 他班への応援に関すること
出納部	会計管理者	出納班	会計課長 (会計管理者事務取扱)	① 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること ② 給水班への応援に関すること ③ 他班への応援に関すること

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
消防部	消防団長 副団長	消防班	分団長 (6名) 副分団長 (12名)	① 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること ② 救急及び救助に関すること ③ 危険物等の措置に関すること ④ 災害時の情報収集に関すること ⑤ その他消防に関すること
交通部	交通安全推進委員会 会長 会長、本部役員	交通班	各支部長 (11名) 各副支部長(22名)	① 災害時における交通整理に関すること

第4節 風水害非常配備態勢

風水害等による被害の拡大を防止し的確な応急活動を行うため、状況区分に応じて次の基準により段階的（1～5）に職員を配置し災害対策活動を実施する。その他必要な対応等については、洪水対策計画書（国土交通省京浜河川事務所）、東京都水防計画等に基づき適宜実施する。

なお、風水害非常配備態勢は段階を追って設置するものではなく、災害の規模や状況に応じて最も適した態勢を隨時とっていくものとする。

1 情報収集態勢（状況区分Ⅰ）

配備態勢の基準	●台風接近や大雨の恐れがあるとき
配備態勢における活動	<ul style="list-style-type: none"> ●気象情報の収集 ●市民への注意喚起の発信 ●市内巡回、安全管理、被害状況調査 ●風水害対策連絡会開催 ●自主避難所の開設判断・開設準備 ●所管施設の安全対策・災害対応 ●行事（イベント）などの対応 ●学校・児童・学童クラブなどへの対応
配備職員等	<p>財務部：財務部長、契約管財課長</p> <p>市民生活部：市民生活部長、地域振興課長、防災安全課長、防災安全課主幹、地域振興課、防災安全課</p> <p>都市建設部：都市建設部長、都市計画課長、土木課長、建築課長、土木課</p> <p>上下水道部：上下水道部長、上下水道設備課長、上下水道設備課</p> <p>その他：会長が必要と認める職員</p>
組織（会議）	風水害対策連絡会 (理事者、全部長、防災安全課長、防災安全課主幹)
市からの警報発令等	●消防団出動準備（自宅待機）

2 警戒配備態勢（状況区分Ⅱ）

配備態勢の基準	<p>『1 情報収集態勢の状況に加えて』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大雨警報または洪水警報が発表されたとき ●暴風警報が発表されたとき ●災害の可能性があり自主避難所を開設したとき ●台風等による災害発生に備え、準備作業が必要となったとき ●台風接近等により道路、公園その他の施設の安全点検を強化する必要が生じたとき ●道路の冠水が発生したとき ●多摩川調布橋観測所（青梅市）（以下「観測所」という）の水位が、水防団待機水位（0.20m）に達したとき
配備態勢における活動	<p>『1 情報収集態勢の活動に加えて』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主避難所の運営・状況確認 ●要配慮者施設への注意喚起 ●自主避難所の追加開設判断・開設準備 ●公用車の管理 ●行政連絡委員への情報提供
配備職員等	<p>財務部：財務部長、契約管財課長、契約管財課 市民生活部：市民生活部長、地域振興課長、防災安全課長、 防災安全課主幹、地域振興課、防災安全課 福祉健康部：福祉健康部長、社会福祉課、高齢福祉介護課 都市建設部：都市建設部長、都市計画課長、土木課長、建築 課長、都市計画課、土木課、建築課 区画整理部：区画整理部長、区画整理総務課長、区画整理推 進課長、区画整理総務課、区画整理推進課 上下水道部：上下水道部長、上下水道業務課長、上下水道設 備課長、上下水道業務課、上下水道設備課 生涯学習部：生涯学習部長、生涯学習部参事、生涯学習総務 課長、生涯学習基本計画担当主幹、学校教育課 長、教育支援課長、スポーツ推進課長、生涯学 習総務課、生涯学習センターゆとろぎ、スポー ツ推進課、図書館、郷土博物館 その他：会長が必要と認める職員</p>
組織（会議）	風水害対策連絡会
市からの警報、発令等	●消防団出動（車庫待機・警戒活動）

3 第1次非常配備態勢（状況区分Ⅲ）

配備態勢の基準	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の可能性が高まり災害対策本部を設置したとき ●警戒配備態勢の基準からさらに増水し、観測所の水位が、はん濫注意水位（1.00m）に達したとき
配備態勢における活動	<p>《2 警戒配備態勢の活動に加えて》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフライン状況確認 ●被害状況の収集・取りまとめ ●災害対策本部開催 ●避難所・福祉避難所の開設判断・開設準備 ●「避難情報」「避難所開設」などの情報発信準備 ●避難行動要支援者の支援関係者へ連絡 ●リエゾン（情報連絡員）派遣要請 ●応援、協力、派遣要請の判断
配備職員等	<p>全部課長</p> <p>企画総務部：秘書課、総務課、企画政策課、広報広聴課、職員課</p> <p>財務部：課税課、納税課、契約管財課</p> <p>市民生活部：市民課、地域振興課、防災安全課</p> <p>産業環境部：産業振興課、環境保全課、生活環境課</p> <p>福祉健康部：社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課</p> <p>子ども家庭部：子育て支援課、子育て相談課、児童青少年課</p> <p>都市建設部：都市計画課、土木課、建築課</p> <p>区画整理部：区画整理総務課、区画整理推進課</p> <p>上下水道部：上下水道業務課、上下水道設備課</p> <p>生涯学習部：生涯学習総務課、学校教育課、教育支援課、生涯学習センターゆとろぎ、スポーツ推進課、図書館、郷土博物館</p> <p>選挙管理委員会事務局</p> <p>監査委員事務局</p> <p>その他：本部長が必要と認める職員</p> <p>※ 各職員の業務は、第5部風水害対策、第4章水防活動態勢、第3節災害対策本部、3災害対策本部による</p>
組織（会議）	災害対策本部
市からの警報、発令等	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団出動（災害活動等）・交通安全推進委員出動

4 第2次非常配備態勢（状況区分IV）

配備態勢の基準	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報を発令して避難所を開設したとき ●観測所の水位が避難判断水位（1.20m）に達し、さらに増水が見込まれるとき ●市内で48時間雨量が400mmを超えたとき ●土砂災害警戒情報が発表されたとき ●記録的短時間大雨情報が発表されたとき
配備態勢における活動	<p>『3 第1次非常配備態勢の活動に加えて』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所・福祉避難所の運営・状況確認 ●要配慮者施設などとの連絡調整
配備職員等	<p>全部課長 議会事務局：議会事務局 企画総務部：秘書課、総務課、企画政策課、長期総合計画担当、広報広聴課、職員課、市史編さん室、東京オリンピックパラリンピック準備室 財務部：財政課、課税課、納税課、契約管財課、情報推進課 市民生活部：市民課、地域振興課、防災安全課 産業環境部：産業企画課、産業振興課、環境保全課、生活環境課 福祉健康部：社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課 子ども家庭部：子育て支援課、子育て相談課、児童青少年課 都市建設部：都市計画課、土木課、建築課 区画整理部：区画整理総務課、区画整理推進課 上下水道部：上下水道業務課、上下水道設備課 会計課：会計課 生涯学習部：生涯学習総務課、学校教育課、教育支援課、生涯学習センターゆとろぎ、スポーツ推進課、図書館、郷土博物館 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 その他：本部長が必要と認める職員</p> <p>※ 各職員の業務は、第5部風水害対策、第4章水防活動態勢、第3節災害対策本部、3災害対策本部による</p>
組織（会議）	災害対策本部

市からの警報、発令等	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等避難発令（避難行動要支援者避難） ●観測所の水位が避難判断水位（1.20m）に到達したとき ●近隣市町で床下浸水や道路冠水が発生したとき ●避難指示発令 ※第3次非常配備態勢への即応態勢 ●はん濫危険水位（1.60m）に到達したとき ●消防団出動（災害活動等）・交通安全推進委員出動（避難者誘導等） ●河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被害等）を確認したとき ●近隣周辺で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大したとき
------------	--

5 第3次非常配備態勢（状況区分V）

配備態勢の基準	<ul style="list-style-type: none"> ●「緊急安全確保」を発令したとき ●観測所の水位がはん濫開始相当水位（5.24m）に達したとき ●特別警報が発表されたとき ●災害が発生または切迫したとき
配備態勢における活動	<ul style="list-style-type: none"> ●原則的には、地域防災計画の災害対策本部の組織体制における分掌事務にしたがって、各部・班の業務を実施 ●被害状況等に応じて、本部長の指示により他部・班への応援体制をとる
配備職員等	●全職員
組織（会議）	災害対策本部
市からの警報、発令等	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団出動（災害活動等）・交通安全推進委員出動（避難者誘導等） ●緊急安全確保発令 ●破堤を確認 ●河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ●近隣の地区で床上浸水が発生したとき

第5節 水防活動

- ① 市は、河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。
- ② 市は、気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- ③ 市は、水防従事者（区域内に居住又は水防現場にある者で水防に従事した者）に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- ④ 市は、水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- ⑤ 市は、次の場合、直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請する。この場合は、直ちに都建設局（都水防本部）に報告する。

また、災害応急対策を実施する際、災害応急対策に従事する者に危険が及ぶ恐れがある場合には、現場責任者の指示により退避させ、安全確保に十分配慮する。

【準備】

- ア 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。
- イ 河川の水位が、水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されるとき。

【出動】

- ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。
 - イ 水位がはん濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。
 - ウ その他水防上必要と認められたとき。
- ⑥ 市は、水防のためやむを得ない事情があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
 - ⑦ 市は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地、土石、竹木、資材、車両、運搬用機器、排水用機器を使用し、工作物、障害物を処分することができる。
 - ⑧ 市は、堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知すること。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。
 - ⑨ 洪水による著しい被害が切迫しているときは、水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。
 - ⑩ 市は、水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
 - ⑪ 水防のため緊急の必要があるときは、市は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
 - ⑫ 市は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

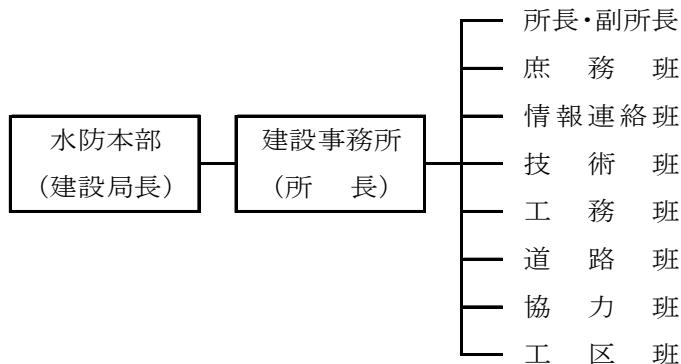
第6節 西多摩建設事務所の態勢

1 水防の責任

西多摩建設事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう情報交換し、技術的な援助を与えるなどその調整を図るものとする。

2 水防態勢

西多摩建設事務所における水防本部組織は、次のとおりとする。



【各班と業務内容】

- 1 所長・副所長 総括指揮
- 2 庶務班
 - 1) 各班の連絡調整に関すること。
 - 2) 水防資器材の購入、及び受扱、労力、車両等の調達、輸送に関すること。
 - 3) 食料の調達及び仮眠等の設営に関すること。
 - 4) 他の班に属さないこと。
- 3 情報連絡班
 - 1) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。（内水を含む。）
 - 2) 雨量、水位、流量等の観測と関係機関への通報、及び資料の収集、整理に関すること。
 - 3) 土砂災害警戒情報の収集、整理に関すること。
 - 4) 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。
 - 5) 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。
 - 6) がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。
 - 7) 無線の操作及びファクシミリの運用に関すること。
 - 8) 水防資器材の配分及び輸送計画に関すること。
- 4 技術班
 - 1) 水防活動または、被災し若しくは被災のおそれのある公共土木施設の応急対策についての技術支援、及び指導に関すること。
 - 2) 水防実施状況の調査、及び報告に関すること。
 - 3) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。

5 工務班

- 1) 管内の占用工事現場及び危険個所の警戒巡視をし、道路班との調整に関するこ
と。
- 2) 事前通行規制をする必要が生じた場合における関係機関との協議に関するこ
と。
- 3) 通行止め又は制限した場合における関係機関への通報連絡に関するこ
と。

6 道路班

- 1) 都道及び周遊道路等の危険個所の調査に関するこ
と。
- 2) 道路の被災現場の情報の収集及び緊急に通行止または制限した場合の情報を
工務班、情報連絡班への通報に関するこ
と。
- 3) 危険が予測される現場及び被災現場の応急対策の通知に関するこ
と。

※通行規制の詳細については「異常気象時における道路通行規制実施要領」による
ものとする。

7 協力班

- 1) 他の班の活動に協力し、情報の収集、被災のおそれのある現場と工区、工区と
情報連絡班への通報に関するこ
と。
- 2) 他の班の応援活動に関するこ
と。

8 工区班

- 1) 所管工事現場等及び危険個所の警戒巡視に関するこ
と。
- 2) 公共土木施設の被害状況を調査し、情報連絡班への通報連絡に関するこ
と。
- 3) 道路の通行等に危険と判断される場合には、道路班に連絡し、通行止、または
制限その他措置について指示を受け対策を行うことに関するこ
と。
- 4) 水防活動または、被災し若しくは被災のおそれのある公共土木施設の応急対策
についての技術支援、及び指導に関するこ
と。
- 5) がけ崩れの被害状況調査に関するこ
と。

3 気象情報等伝達系統

気象情報等の伝達系統は、第5部 風水害対策 第3章 情報の収集及び伝達 第1
節 気象情報等の収集・伝達体制 2 気象情報の早期収集 (3) 気象庁による気象情
報(伝達系統) 「別表第1 気象情報伝達系統図」のとおりとする。

第7節 福生消防署、市消防団の態勢及び福生警察署の協力

1 消防機関（福生消防署、市消防団）が分担する水防活動

多摩川重要水防箇所を中心に河川、堤防等を隨時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、その情報を水防管理者（市長）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防現場にある者をして水防に従事させることができる。

堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知すること。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

2 福生消防署の態勢

（1）消防署及び関係機関との連絡

河川の増水、越水等による水災が発生する危険があるとき、又は発生したときは、消防署の全機能をあげて、市と、関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止する。

- ア 消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、直ちに市に通報する。
- イ 関係機関は、水災の発生又は危険を知ったときは、市及び消防署長への通報に協力する。
- ウ ア及びイの通報は、有線及び無線のあらゆる通信施設及び連絡車を活用して行うものとする。

（2）事前措置

水災現場活動を効率的に実施するため、次の計画を樹立する。

① 署水防基本計画

水災時における部隊運用、災害状況の掌握、署隊本部の運営等に資するために計画する。

② 招集編成計画

水防非常配備態勢の配備人員を確保するため、計画する。

③ 水防施設防御計画

水防上注意を要する箇所及び重要水防箇所等について、計画する。

④ 監視警戒計画

(3)の各体制における監視警戒区域、派遣人員等を指定し計画する。

⑤ 署水防資器材収用計画

水災時に収容等が可能な水防資器材の種別、数量及び収用先等について計画する。

⑥ その他必要事項

その他消防署長が必要と認めるものについて、計画を樹立し、指示命令をする。

(3) 水防非常配備態勢

水災に対処するため気象状況及び災害状況に応じ、水防第1及び水防第2非常配備態勢は、警防本部長、方面隊長又は署隊長が、水防第3非常配備態勢以上は、警防本部長が発令して、次のように措置する。

① 水防第1非常配備態勢

- ・水防部隊の編成及び署隊運用
- ・救命ボートの運用準備
- ・水防資器材の点検整備
- ・関係機関との連絡、情報の収集
- ・庁舎施設の防護
- ・河川の巡視による情報収集、水災発生危険箇所の把握及び広報
- ・警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

② 水防第2非常配備態勢

- ・署隊本部機能の強化
- ・水防部隊の編成及び署隊運用
- ・所要の水防資器材、水、食料、燃料等の準備
- ・関係機関への連絡員の派遣
- ・水防活動、被害状況等の把握
- ・警防本部、方面隊本部等への報告、連絡
- ・当番の職員及び当番以外の職員のおおむね3分の1を配備

③ 水防第3非常配備態勢

- ・署隊本部機能の強化
- ・水防部隊の増強及び署隊運用
- ・関係機関への派遣連絡員の増強
- ・監視警戒の強化
- ・水防活動、被害状況等の把握
- ・警防本部、方面隊本部等への報告、連絡
- ・当番の職員及び当番以外の職員のおおむね半数を配備

④ 水防第4非常配備態勢

上記に掲げる事項を強化するほか、次による。

- ・長期水防活動を行うために必要な交替制の確立
- ・全水防部隊の編成
- ・応援態勢又は応援受入態勢の確立
- ・全職員を配備

(4) 非常招集

水災に対処するため、必要があると認めた場合は、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、非常配備態勢の発令をもって代えるものとし、職員は招集編成計画に基づき参集する。

(5) 活動要領

① 部隊及び消防団運用要領

水防部隊は、人命危険のある水災を優先して活動するものとする。

消防団は、分団ごとに受持区域の水防活動に当たる。

② 活動の統轄

消防署長は、水防部隊及び消防団が実施する水防活動を指揮統轄する。

③ 監視及び警戒の実施

降雨量その他気象状況により監視警戒計画に定めるところにより、消防署長及び消防団長をもって水防管理者（市長）と協議して決定した要注意箇所等について実施する。

④ 水防作業の実施

水防管理者（市長）の要請、警戒監視その他により水防作業の必要を認めたときは、水防部隊、消防団等を出場させ水防作業に従事する。

⑤ 資材の調達

水防に要する資器材の準備が間に合わないとき、又は不足をきたしたときは、必要な資器材を現地において調達する。

3 市消防団の態勢

(1) 市消防団の水防区域

市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

(2) 通報

団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに水防管理者（市長）及び消防署長に通報するものとする。

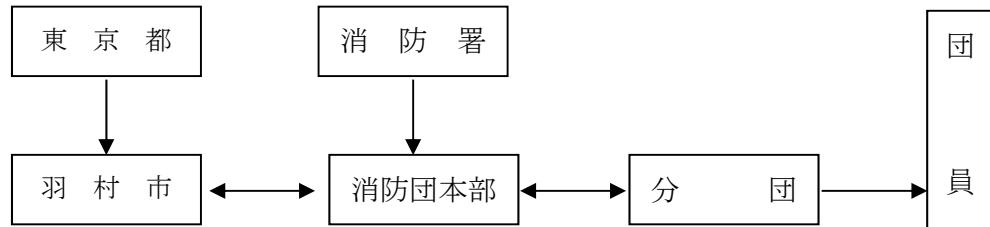
(3) 出動の指示

団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、水防管理者（市長）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。

分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

(4) 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行うものとする。



(5) 情報連絡の確保

伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は、分団に対し無線又は連絡車を派遣し、連絡等を保つものとする。

(6) 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力するものとする。

(7) 消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。

① 待機

団員は自宅に待機し、必要に応じ、直ちに出動できる態勢

② 準備

水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態勢

③ 出動

消防団が被害現場に出動する態勢

④ 退避

団員に危険が及ぶ恐れがある場合に団本部又は現場指揮者の指示により退避する態勢

⑤ 解除

水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢の終了の通知

(8) 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、又は被害が発生した場合は、分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。

この場合、分団長は、出動ごとに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

(9) 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内が水防上危険であると認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずるものとする。

(10) 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、隨時、団本部に報告するものとする。

4 福生警察署の協力

- ・市から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。
- ・水防現場においては、市及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入り制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。
- ・水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。
- ・被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

第8節 決壊時の処置

堤防の決壊を確認したとき、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者（市長）又は消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部（都建設局）に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとるものとする。

決壊した時においても、水防管理者（市長）及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

水防管理者（市長）は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

市は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他資材を使用し、車両その他運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他障害物を処分することができる。

第9節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

市は、水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。（水防法第41条、

第23条第3項及び第4項)

また、他の市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつ旋申請することができる。(水防法第42条第1～第3項)

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者（市長）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木その他の資材の使用
- ・土石、竹木その他の資材の収容
- ・車両その他の運搬具又は器具の使用
- ・工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者（市長）又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すること。

公用負担権限委任証明	
第	号
身分 氏名	
上記の者に水防法第28条第1項に定める公用負担の権限を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者 氏	名 印

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、水防管理者（市長）又はこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理する。

公 用 負 担 命 令 票					
			住 所		
			氏	名	
第	号				
負担者					
物 件	数 量	負担内容（使用、収容、処分等）		期 間	摘 要
水防法第28条の規定により右物件を収容（使用又は処分）する。					
年 月 日					
水防管理者 氏			名 印		

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。（水防法第28条）

第10節 水防実施状況報告

市は、洪水等により被害を生じた場合は、直ちに都建設局（都水防本部）にその概況を速報するものとする。なお、水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

水防管理者（市長）は、水防終了後3日以内に水防実施状況を都建設局（都水防本部）に第1号様式及び第2号様式により報告するものとする。

【東京都水防計画 資料編9. 2】

<速報版>

水防活動報告表

水防管理団体				令和 年 月 日 時 現在	
担当部所連絡先	部 課 係	Tel Fax	報告者		
水防活動実施箇所	左 川 岸 右 地先				
地名・住所		区市 町村			
活動日時	自 月 日 時 ~ 至 月 日 時				
出動人員	職 員		消 防 団	そ の 他	
	人		人	人	
水防活動の 概況および工法	工 法				
	延 長				
使用資器材	品 名	単位	数 量	水位の 状 況	
				水防関係者 の死傷状況	
通信欄					

注1. この報告書は水防活動箇所ごとに作成すること。（内水に関する活動も含む。）

注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。

注3. 傑、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

【東京都水防計画 資料編9.7】

別記様式1

被　害　報　告　表

都道府県名		県等コード	第　報	報告者	令和　年　月　日　時　現在		
					調査率	%	気象コード
異常気象名				災対発生年月日	自　月　日：至　月　日		
気象データ	市町村名		連続雨量最大： (観測所)		被災中心地： (観測所)		
	連続雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時		
	最大日雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時		
	最大時間雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時		
	最大平均風速	m/秒	日　時　分～　時　分	m/秒	日　時　分～　時　分		
	その他						
工種	都工事		市町村工事		計		
	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	
	河川						
	海岸(港湾に係るもの)						
	海岸(その他)						
	砂防設備						
	地すべり防止施設						
	急傾斜地崩壊防止施設						
	道路						
	橋梁						
	港湾						
	下水道						
	公園						
計							

第5章 避難対策

【体系図】



第5章 避難対策

第1節 避難者対策

1 避難体制の整備

- (1) 市は、地域又は町内会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- (2) 市は、避難の指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- (3) 市は、避難住民の安全を保持するため、情報伝達手段を確保、医療救護所及び医師、看護師等を確保、水・食料・救急物資の確保、安全かつ円滑な誘導など災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じる。
- (4) 市は、効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
- (5) 市は、避難所へ徒歩で避難することが困難な方や風雨が強くなってから避難せざるを得ないことを考慮して、車での避難受け入れ態勢を整備する。
- (6) 市は、避難所へのペット同行避難の受け入れ態勢を整備する。
- (7) 市は、感染症流行時には市民に対し、避難所への避難だけではなく、「分散避難」について周知し、避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐよう努める。
- (8) 市民は、「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難場所・避難のタイミングや被災の可能性のあるエリア（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、暴風による倒木など）を避けた避難経路を決めておく。

2 避難方法・誘導

(1) 避難方法

風水害における避難方法は、次のとおりとする。

- ① 市民は、あらかじめ各自で「マイ・タイムライン（避難場所・経路や避難のタイミング等）」を決めておき、避難の行動をとる。
- ② 市民は、気象情報や避難情報などを確認しながら、早めに避難を開始する。
- ③ 市は、風水害時の状況に応じて避難情報を発令し、開設した避難所及び崖崩れ等による危険な避難路が有る場合を周知する。
- ④ 市民は、避難所へ避難する場合は自助の意識を持ち、食糧や寝具など生活用品を持参する。
- ⑤ 市民は、徒歩での避難が原則であるが、やむを得ない場合に車で避難する場合は乗合わせや送迎のみなど台数を少なくする。

(2) 避難誘導

風水害における避難誘導は、第2部 震災対策 第2章 避難者対策 第2節 具体的な施策 2 避難誘導(2)避難誘導を準用する。

第2節 高齢者等避難、避難指示

(1) 一般基準

風水害による避難、立ち退きの指示の基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。

- ① 河川が氾濫注意水位あるいは避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- ② 避難の必要が予想される各種気象警報や土砂災害警戒情報が発せられたとき。
- ③ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき。
- ④ 地すべり、山崩れ及び土石流等により、著しい危険が切迫しているとき。
- ⑤ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により低所、地下空間への急激な浸水危険があるとき。
- ⑥ その他、住民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

(2) 避難指示

市内において危険が切迫した場合の避難指示については、第2部 震災対策 第2章 避難者対策 第2節 I 避難者対策 応急対策 1 避難指示を準用する。

(3) 避難指示等一覧

避難指示等における措置、根拠及び発令者は次のとおりである。

措置	根拠	発令者
高齢者等避難	地域防災計画等	市長
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための立ち退きの指示 	災害対策基本法 第60条第1項
	<ul style="list-style-type: none"> (市区町村長が指示できないとき若しくは市区町村長から求められたとき) ・避難のための立ち退き指示 ・屋内での待避等の緊急安全確保措置の指示 	災害対策基本法第 61条第1項
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための立ち退き指示 	水防法第29条
		水防管理者（市長）
		水防法第29条 地すべり等防止法 第25条
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内での待避等の緊急安全確保措置の指示 	災害対策基本法 第60条第3項
		市長

第3節 避難指示等の発令及び住民に求める行動

市は、気象情報や水位情報、各関係防災機関からの情報等に基づき、総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難指示等を発令する。

避難情報	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難する。・その他の人々は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・危険な地域に居住する住民は、ただちに避難行動に移るとともに、確実な避難行動を完了する。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none">・自宅、近隣の建物等でより安全な場所へ移動するなど、命の危険から身を守る行動をとる。

第4節 避難所等の指定及び開設・運営

1 避難所等の指定

(1) 避難所

① 定義

災害により住居が倒壊又は浸水などの被害を受けた住民又は被害を受ける恐れのある住民を受け入れ、食料等の提供、医療救護、宿泊等の救援を行うために開設する施設で、災害対策基本法における指定避難所として10箇所を指定する。

なお、指定避難所は災害の状況等により指定緊急避難場所と相互に兼ねるものとする。

② 利用

収容人員は、概ね3.3m²当たり2人とする。

感染症対策時には、流行している感染症の特性を考慮し、適切な距離を確保する。

風水害時における避難場所及び避難所は、基本的に指定された避難場所及び避難所とするが、被害状況、気象状況、関係防災機関から情報等により、災害対策本部は必要に応じて、最も避難に適した施設を避難場所及び避難所として利用する。

【指定避難所の一覧】

(令和3年4月1日現在)

番号	指 定 避 難 所			収容可能人員(人)		建物構造	避 難 区 域 (町内会・自治会)
	名 称 住所・電話	体育館 利用可能 面積(m ²)	校 舎 利用可能 面積(m ²)	長 期	一 時		
1	羽村東小学校 羽東 2-18-1 554-5663	552	1,087	334	992	鉄筋コンクリート4階建	川崎東・川崎西・上水通り・本町第一・本町第二・本町第三・東第一・東第二・清流
2	羽村西小学校 羽加美 4-2-9 554-2034	621	1,315	376	1,172	鉄筋コンクリート3階建	間坂第一・間坂第二・宮地・美原
3	富士見小学校 五ノ神 4-9-5 554-6449	675	1,428	408	1,272	鉄筋コンクリート4階建	緑ヶ丘第一・緑ヶ丘第二・五ノ神東・五ノ神中
4	栄小学校 栄町 2-17 554-2024	693	1,333	420	1,226	鉄筋コンクリート4階建	緑ヶ丘西・栄町第一・栄町第二
5	松林小学校 羽 4122-2 554-7800	629	1,162	380	1,084	鉄筋コンクリート4階建	緑ヶ丘三丁目

6	小作台小学校 小作台 4-13-1 554-1431	504	1,040	304	934	鉄筋コンクリート 4階建	小作本町・小作台東・ 小作台西
7	武藏野小学校 川崎 693-1 555-6904	584	1,637	352	1,344	鉄筋コンクリート 4階建	神明台・神明台住宅・ 神明台上・都営神明台
8	羽村第一中学校 羽中 3-6-33 554-2012	928	1,917	562	1,722	鉄筋コンクリート 3階建	奈賀一・奈賀二・ 田ノ上第一・田ノ上第二・ 田ノ上第三・旭ヶ丘
9	羽村第二中学校 富士見平 1-16 554-2041	1,582	1,315	958	1,754	鉄筋コンクリート 4階建	東台・富士見平第一・ UR羽村団地
10	羽村第三中学校 川崎 697-1 555-5131	801	1,485	484	1,384	鉄筋コンクリート 4階建	双葉富士見・双葉町松原
計			4,578	12,884			

※「羽村東小学校の一部（西棟校舎）」は避難所として利用しない。

※「長期」は、体育館を利用した収容人数。

※「一時」は、校舎及び体育館を利用した一時的な収容人数。

(2) 福祉避難所

① 定義

避難所での生活が著しく困難と判断される要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）を受け入れる避難所。

② 利用

収容人員は、概ね3.3m²当たり1人とする。

感染症対策時には、流行している感染症の特性を考慮し、適切な距離を確保する。

【福祉避難所の一覧】

(令和3年4月1日現在)

番号	名称	所在地 (電話番号)	利用可能面積 (m ²)	収容可能人員(人)	建物構造
1	中央児童館	羽中 3-6-19 (554-4552)	549	166	鉄筋コンクリート 2階建
2	西児童館	小作台 5-28-3 (554-7578)	455	137	鉄筋コンクリート 3階建

番号	名称	所在地 (電話番号)	利用可能 面積 (m ²)	収容可能 人員(人)	建物構造
3	東児童館	神明台 3-30-2 (570-7751)	913	276	鉄筋コンクリート 地下1 地上3階建
4	福祉センター	栄町 2-18-1 (554-0304)	900	272	鉄筋コンクリート 地下1 地上2階建
5	都立羽村特別 支援学校 (体育館、多目的室、 生活訓練室)	五ノ神 319-1 (554-0829)	900	272	鉄筋コンクリート 3階建
計				1,123	

※風水害時に「いこいの里」は福祉避難所として利用しない。

(3) 社会福祉法人との協定

市は、市内の介護老人福祉施設等と協定を結び、要援護高齢者（介護保険の要介護認定者）が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として利用するための協力要請を行う体制を整備している。協定締結施設は以下のとおり。（令和2年10月現在）

- ・社会福祉法人東京武尊会 特別養護老人ホーム 羽村園
- ・社会福祉法人園盛会 特別養護老人ホーム 多摩の里むさしの園
- ・社会福祉法人亀鶴会 特別養護老人ホーム 神明園
- ・医療法人社団真愛会 介護老人保健施設 あかしあの里
- ・医療法人社団真愛会 グループホーム ときわ木の里

(4) その他の事項

避難場所及び避難所等に関する周知、確保、機能強化、情報共有については、第2部 震災対策 第2章 避難者対策 第2節 具体的な施策 2 避難場所及び避難所の指定等を準用する。

2 避難所等の開設・運営

(1) 避難所等の開設・運営については、第2部 震災対策 第2章 避難者対策 第2節 具体的な施策 3 避難所の開設・運営を準用し、「避難所管理運営マニュアル」に基づき実施する。

(2) 避難所における飼養動物の飼育場所については、第2部 震災対策 第2章 避難者対策 第2節 具体的な施策 4 動物救護を準用する。

また、風水害時においては、避難所の飼育場所は室内など風雨に考慮した場所を避難所運営マニュアルに定め運営する。

(3) 感染症流行時には、多くの住民が集まる避難所で感染を広げないため、次の事項を考慮して開設・運営する。

避難所設営時の対応

避難所運営者間での対策内容の共有、適切な距離を確保した滞在スペースの設営、ゾーニングの設定、消毒液・石鹼の設置、専用ゴミ箱の設置、感染対策ポスター等の提示、検温・問診所の設置、間仕切り設置や密集をさけた避難者受付の設置

避難者受入時の対応

避難所運営者による避難者受入方針の共有、必要な防護具の装着、避難者の受入手順の明確化、配慮が必要な方への対応

避難所運営時の対応

定期的な換気、定期的な清掃・消毒、避難者及び運営スタッフの健康管理、濃厚接触者・発熱者への対応、食事・物資等の配布、避難者情報の管理、防護具装着してのごみ処理、感染症が確認された場合の手順の明確化

(4) 感染予防のため車中避難を希望する場合は受け入れる。

第5節 要配慮者の避難体制

1 安全確保

要配慮者の安全確保については、第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 第2節 具体的な施策 VI避難行動要支援者を準用する。

2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における避難体制の確保

「水防法第15条」の規定に基づく浸水想定区域及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条」の規定に基づく土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次の措置を実施するものとする。

- (1) 大雨警報等の集中豪雨で、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域内に所在する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）を事前に把握する。

(令和3年11月現在)

区域	施設名称	所在地（電話番号）
浸水想定区域	真愛会 あかしあの里	玉川2-6-6 (042-578-3555)
	東京武尊会 羽村園	羽690-17 (042-550-7888)
	羽村市高齢者在宅サービスセンター いこいの里	羽加美4-18-6 (042-578-0678)
	福祉作業所 スマイル工房	玉川2-10-1 (042-578-2723)
	らぼーる羽村	羽中4-7-22 (042-848-5915)
土砂災害警戒区域	羽村東小学校（一部）	羽東2-18-1 (042-554-5663)
	グループホーム リックス 滞在型3	羽中3-8-21 (042-578-9961)

- (2) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施する。

- (3) 風水害時には当該施設に対し防災行政無線、市メール配信サービス、広報車、エリヤメール、テレビはむら等の情報提供手段により洪水予報等を伝達するなど迅速な避難行動が実施できるよう洪水予報等や避難指示等の的確な情報提供や連絡体制を確立する。

第6節 広域避難

1 避難体制の整備

市は、市内での避難が困難な大規模災害が発生した場合の市民生活に与える影響、避難方法等について周知するとともに、市内に災害が発生し、又は発生する恐れがあり、市民の生命を守る必要がある場合における、他地区への広域避難について避難指示等の発令基準を整備し、必要な範囲における自治体間の広域避難の仕組み作りに努めるものとする。

なお、広域避難時の避難者の他地区への移送等については、第2部 震災対策 第2章 避難者対策に準じて対応することとする。

2 大規模水害時に使用可能な避難先の確保

大規模水害等に備え、低地等の危険な場所を把握していくとともに、広域的な避難を円滑に実施するため、市外の使用可能な避難先の確保等の検討を行うものとする。

3 避難誘導

市は、災害発生までのリードタイム（避難にかかる時間）を考慮して、高齢者等避難、避難指示を発令し、市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、都又は他地区へ広域避難要請を行うとともに、最も安全な移動方法により避難誘導を行う。なお、実施方法として次の項目を考慮して避難誘導する。

- (1) 要配慮者や低地等に居住する市民については優先的に避難させる。
- (2) 水害時に受入れの調整がついた市外の市区町村の避難所へ避難させる。
- (3) 広域避難がかえって危険になる場合、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。

第6章 警備・交通規制

【体系図】

第1節 警備方針【福生警察署】	P89
第2節 警察の任務	P89
第3節 警備態勢	P89
第4節 警備部隊の編成	P90
第5節 警備活動要領	P90
第6節 交通規制	P90
第7節 車両検問	P91
第8節 障害物の除去等	P91

第
6
5
章
部

第6章 警備・交通規制

第1節 警備方針【福生警察署】

関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動に協力する。

災害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救出及び救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制及び街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって住民の生命、身体及び財産の保護及び災害時における秩序の維持に当たる。

第2節 警察の任務

風水害等発生時における警察活動は概ね次の各号のとおりとする。

- ・河川、沿岸水域その他危険箇所の警戒
- ・災害地における災害関係の情報収集
- ・警戒区域の設定
- ・被災者の救出救護
- ・避難者の誘導
- ・危険物の保安
- ・交通秩序の確保
- ・犯罪の予防及び取締り
- ・行方不明者の調査
- ・遺体の調査等（検視）

第6章
部

第3節 警備態勢

福生警察署は、警備部長（最高警備本部が設置された場合は警視総監）の命により、次の段階に応じた配備態勢をとるものとする。ただし命令がない場合であっても、福生警察署は、管内情勢を把握して、所掌事務に応じて各段階の態勢をとることができる。

1 警備態勢

福生警察署長は、段階に応じて発令される警備態勢をとるものとする。ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認めるときは、各段階の態勢をとることができる。

なお、警備態勢は、気象状況、被災状況等に応じて準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とする。

2 警戒区域の設定

災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員がいないとき、又はこれらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

第4節 警備部隊の編成

1 警備本部の設置

福生警察署長は、警戒態勢又は非常態勢が発令された場合及び管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たるものとする。

2 警備部隊の編成

管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合は、福生警察署長は、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備に当たるものとする。

第5節 警備活動要領

1 警備態勢各段階の措置

警備部隊は、第3節の警備態勢の各段階に応じ、福生警察署の実施計画の定めるところにより適切な警備活動を行う。

2 被災地及び被災予想地の警備

被害が予想される地域及び危険箇所に対しては、あらかじめ状況に応じた部隊配備を行い、関係機関と密接な連絡をとり、緊急事態の発生に備えること。

被害が発生した場合は、災害対策本部及び関係防災機関と連携し、その状況により集団警備力を投入して、被災者の救出、避難誘導活動を重点的に行う。

避難所、救援物資の集積所及び避難指定地域等に対しては、関係防災機関に積極的に協力し、適當数の部隊配備を行う。

被災者に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第6節 交通規制

広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。

福生警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

第7節 車両検問

福生警察署長は、主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難または応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、必要に応じて他の一般車両の通行を禁止し、または制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

第8節 障害物の除去等

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、災害対策本部、関係防災機関等に連絡しそれらの復旧促進に協力する。

第7章 物流・備蓄・輸送対策の推進

風水害における物流・備蓄・輸送対策の推進は、「第2部 震災対策 第3章 物流・備蓄・輸送対策の推進」を準用する。

第8章 医療救護等対策

風水害における医療救護等対策は、「第2部 震災対策 第8章 医療救護等対策」を準用する。

第9章 住民生活の早期再建

風水害における住民生活の早期再建（生活再建対策、トイレの確保及びし尿処理、ごみ・がれき処理、災害救助法、激甚災害の指定等の対策）は、「第2部 震災対策 第10章 住民生活の早期再建」を準用する。

第7章部
第8章部
第9章部

